

山田羽書関係史料(3)

—天保期 溜羽書対策の記録—

日本銀行 金融研究所
貨幣博物館

山田羽書関係史料(3)
—天保期 溜羽書対策の記録—

日本銀行金融研究所貨幣博物館

山田羽書関係史料(3)

—天保期 溜羽書対策の記録—



(表)

文政十三年
山田羽書
(額面一匁)

(寸法×60%)



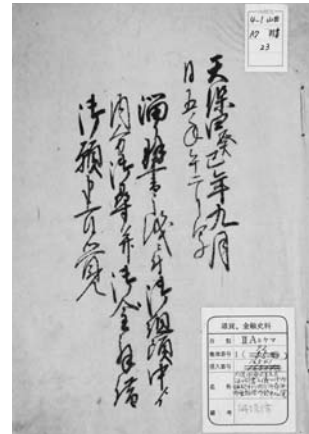
(裏)



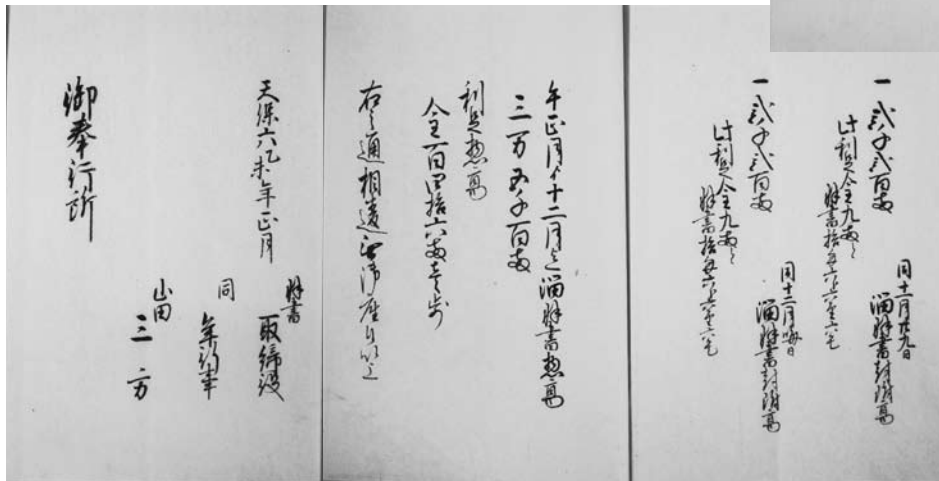
(表)

天保七年
山田羽書
(額面二分)

(裏)



天保四年
『溜り羽書之儀ニ付御組頭
中より内分御尋并御金拝借
御願申上候覚』



天保六年 『溜り書勘定帳』

貨幣博物館翻刻史料集『山田羽書関係史料（3）——天保期 溜羽書対策の記録——』刊行にあたって

日本銀行金融研究所・貨幣博物館では、貨幣・紙幣類のほか、それと関連する古文書・版本・錦絵・道具類など多様な資料を数多く所蔵しています。これらの資料は、金貨・銀貨・銭貨・札類といった貨幣が、いかに作られ、使われたかについての実態を示すものであり、歴史・政治・経済・技術・民俗・文化といったさまざまな分野と貨幣を繋ぐ情報を豊富に持っているものと考えられます。

貨幣博物館では、かねてよりこうした資料を展示や学術目的に活用するために、整理・保存、研究および公開の活動を進めてきています。その一環として、平成十二年七月には、『日本銀行所蔵錢幣館古文書目録』（二三六一点収録）を刊行し、同目録収録史料のマイクروفイルムによる公開を開始しました。また、平成十六年以降は、同目録に収録された代表的な史料を翻刻することとし、『水戸鑄錢座史料（1）』、『水戸鑄錢座史料（2）』を刊行した後、日本で最初の紙幣とされ、伊勢神宮外宮一帯を中心に幕末・明治維新时期まで流通し続けた山田羽書関係の翻刻作業を行ってまいりました。

これまでに、発行・流通管理に関する基礎的な史料を対象として、『山田羽書関係史料（1）——寛政期羽書改革の記録——』、『山田羽書関係史料（2）——文政期 溜羽書の記録——』を刊行しましたが、今回刊行する『山田羽書関係史料（3）——天保期 溜羽書対策の記録——』はその続編で、文政期に山田羽書の流通状況が悪化した後、天保期に幕府や関係者とその信用回復のためにとった施策を記す史料を紹介しています。

本書の編集は、これまでの翻刻史料集に引き続き、当研究所企画役・藤井典子が行いました。文字校正や表記等の検討にあたっては、慶応義塾大学三田メディアセンター貴重書室・倉持隆氏のご協力を得ました。厚くお礼申しあげます。

山田羽書関係史料の翻刻は本書をもってひとまず終了となりますが、私どもといたしましては、本書がこれまでに刊行してきた翻刻史料集と合わせて広く活用されることを心から願っています。また、私どもでは、平成二十三年七月より、『日本銀行所蔵錢幣館古文書目録』に収録した古文書・絵図について、貨幣博物館ホームページ上で画像の公開を開始いたしました。翻刻史料集とともにご利用いただければ幸いです。

今後とも貨幣博物館所蔵資料の整理・保存・公開を着実に進めてまいりたいと考えておりますので、引き続き、金融研究所貨幣博物館の活動に格段のご指導・ご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成二十四年三月

日本銀行金融研究所長 吉田知生

凡例

- 一、本書には、日本銀行金融研究所貨幣博物館が所蔵する古文書（『日本銀行所蔵錢幣館古文書目録』収録）から、天保元年（一八三〇）から同九年（一八三八）に実施された山田羽書の流通管理に関連する史料十二点を翻刻、編集のうえ収録した。
- 二、収録史料には一連の番号を付した。
- 三、史料には、史料内容を示す表題をつけ、「」内に作成年代と表題を記した。
- 四、掲載史料末尾に、『日本銀行所蔵錢幣館古文書目録』における請求番号を（）内に付した。
- 五、漢字は、地名・人名・貨幣製造用語などを除き、常用漢字のあるものはこれを用いた。ただし、以下のような江戸時代に慣用されている異体字・俗字は残した。
(例)メ(締)、扣(控)、并(並)、廻(回)、附(付)
- 六、「取計・取斗」という用語については、表記を「取計」で統一した。
- 七、助詞として用いられている以下の字は、ひらがなに直した。
(例)江(え)、而已(のみ)、而(て)、与(と)、者(は)、茂(も)、右(より)
- 八、繰り返し符号は、「々(漢字)」、「(ひらがな)」、「(カタカナ)」を用い、「く」はそのままとした。
- 九、原史料における明らかな誤字はそのまま記し、右傍（）に正しい文字を記した。意味のとおらない表記には右傍に(ママ)を付けた。
- 十、翻刻にあたり、可能なかぎり原史料の記載を尊重したが、以下の諸点については改めた。
 - (一) 読みやすいように、読点(、)と並列点(・)を付した。
 - (二) 平出・闕字は一字あけとした。
 - (三) 原文が抹消されている場合はその左傍に々をつけ、原則として右傍に訂正文字を「」内に小活字で表記した。
 - (四) 墨書の抹消により該当字が判読不能な時は、その字数が確定できるものは字数分の□、確定できないものは□と表記した。
 - (五) 原史料にある加筆については、その右傍に(加筆)と注記のうえ、原則として、記載文字を「」内に小活字で表記した。た

だし、組版上煩瑣な追加記載やわずかな字数のそれは、そのまま本文に組込んだ。
 (六) 印章は、実際に押印されている場合には、㊦㊦と記した。文字で「印」と記されている場合はそのまま「印」とした。
 (七) 余白等については、(以下余白)等と表記した。
 十一、本書の編集は、藤井典子が担当した。

目次

口絵

天保四年九月	溜り羽書之儀ニ付御組頭中より内分御尋并御金拝借御願申上候覚	目録請求番号 (4-1-A7-23)
天保六年正月	溜羽書勘定帳	(4-1-A11-15)
山田羽書(文政十三年)		
山田羽書(天保七年)		

貨幣博物館翻刻史料集『山田羽書関係史料(3)―天保期 溜羽書対策の記録―』刊行にあたって
 凡例

『山田羽書関係史料(3)―天保期 溜羽書対策の記録―』解題	1
-------------------------------	---

史料

一、 天保二年正月	溜羽書勘定帳	(4-1-A11-11)
二、 天保三年正月	溜羽書勘定帳	(4-1-A11-12)
三、 天保四年正月	溜羽書勘定帳	(4-1-A11-13)
四、 天保五年正月	溜羽書勘定帳	(4-1-A11-14)
五、 天保六年正月	溜羽書勘定帳	(4-1-A11-15)
六、 天保七年正月	溜羽書勘定帳	(4-1-A11-16)
七、 天保二年二月	奉申上口上	(4-1-B3-4)

八、 天保三年三月	御備羽書式千両株分ニテ会合所見並惣大夫え千両宛御貸渡之処 御取立之上尚又式千両先年之通御備ニ相成候覚書	(4-1-A7-21)……………16
九、 天保三年十月	溜り羽書之内河崎町取次ニテ魚問屋中え貸渡并限月返納之覚書	(4-1-A7-22)……………20
十、 天保四年九月	溜り羽書之儀ニ付御組頭中より内分御尋并御金拝借御願申上候覚 御備羽書式千両之内金子ニ引替上納覚書	(4-1-A7-23)……………26
十一、 天保七年十月	溜羽書之内金子と御入替御願申上候処千両程御入替被成下候覚書	(4-1-A7-25)……………38
天保八年二月	柴田日向守様御代御金拝借覚書	(4-1-A1-12)……………47
十二、 天保八年十月		

人名索引……………53

事項索引……………56

『山田羽書関係史料(3) —天保期 溜羽書対策の記録—』

解題

I 翻刻対象史料について

本書は、日本銀行金融研究所貨幣博物館(以下、貨幣博物館という)が所蔵する山田羽書関係史料群(七九二点)の中から、天保期に行われた山田羽書発行・流通管理に関連する史料十二点を翻刻のうえ収録したもので、『山田羽書関係史料(1) —寛政期羽書改革の記録—』(平成二十年〈二〇〇八〉三月刊行)、『山田羽書関係史料(2) —文政期 溜羽書の記録—』(平成二十二年〈二〇一〇〉三月刊行)の続編である。

山田羽書は、江戸時代を通じ、伊勢神宮外宮の門前町山田において製造・発行された。十分な発行保証を準備し、わが国で初めて発行・兌換の制度が整備された紙幣とされる。

山田羽書の発行・流通は、寛政期に幕府が発行管理を直接担うようになるまでは、山田地域の自治組織である三方(その役所が三方会合所)の管理下にあったが、この時期については関連史料の残存が少ない。一方、寛政二年(一七九〇)に幕府が実施した羽書制度改革後は、発行当事者による記録が組織的に作成・保存されるようになり、多くの関連史料が残されるようになった。これは、山田奉行のもとで発行管理に携わった羽書三役(三方・羽書年行事・羽書取締役)が、日々の執務内容や山田奉行所との連絡・調整事項を記録し保管するようになったためである。

貨幣博物館が所蔵する山田羽書関係史料群は、羽書取締役に任じられた六家の一つ、古森善右衛門家を出所とする(『山田羽書関係史料(1)』解題を参照されたい)。この史料群については、一九七〇年代に日本銀行調査局において調査が進められ、その研究成果は妹尾守雄「山田羽書流通上の諸問題について」(『社会経済史学』第三十七巻第二号、昭和四十六年〈一九七二〉)と日本銀行調査局編『図録日本の貨幣6 近世信用貨幣の発達(2)』(東洋経済新報社、昭和五十年〈一九七五〉)に取り纏められたが、その中で引用・翻刻された史料は一部に止まる。そこで、貨幣博物館では、平成十二年(二〇〇〇)に公開した『日本銀行所蔵貨幣館古文書目録』をもとに、先行研究に言及されている発行・流通管理上の主要施策について、典拠史料を特定し、年代順に翻刻を進めてきた。本書はその

最終刊である。

以下では、本書の説明に入る前に、これまでの翻刻史料集の内容について、簡単に紹介する。『山田羽書関係史料(1)』では、寛政二年(一七九〇)の羽書改革実施とその後の経過を示す史料九点を収録した。対象となる時期は、改革後の新制度が定着し、山田羽書の発行・流通状況が安定した文化十三年(一八一六)までである。続く『山田羽書関係史料(2)』では、兌換により市中の流通から引き揚げられた羽書(「溜羽書」という。後述)の数量が急増し、流通促進策等を講じ始めた経緯等を記す史料十二点をとりあげた。対象となる時期は、流通状況が悪化する直前の文政五年(一八二二)から、山田奉行所が流通促進のための措置を実施した文政十二年(一八二九)までである。

本書では、『山田羽書関係史料(2)』に続く時期、具体的には天保元年(一八三〇)から天保九年(一八三八)までに実施された溜羽書対策等の内容を記す史料十二点を収録する。本書が対象とするのは、増嵩した溜羽書が深刻な事態を脱していく時期であり、以後幕末に至るまで、溜羽書の数量増嵩が問題視される事態は生じなかつたとされる。

II 溜羽書の増嵩と対策

山田羽書は寛政期の改革において兌換制度が整えられ、兌換は三方会合所が指定した引替店(宇仁田仁兵衛店(質屋兼業)一軒のみ)において実施された。正貨と引替に回収された羽書は「溜羽書」と称され、封印(以下、「封付」という)のうえ、引替店に保管された。その数量(以下、「溜羽書封付高」という)を、毎月羽書三役が確認し、山田奉行所へ報告していた。

このような報告体制がとられたのは、幕府が財政運営ならびに貨幣政策遂行の上で、山田羽書の流通状況に強い関心を持っていたためと考えられる。山田羽書の発行総高が二万二〇〇両と規定されていたことから、溜羽書封付高を差し引いた分が市中流通高にほぼ相当^(注)した。幕府は溜羽書封付高の報告を定期的に行うことを通じ、流通状況を把握していた。引替店が兌換時に払出した正貨相当額は山田奉行所の債務として扱われ、山田奉行所から引替店に対して「溜羽書利息」を支払う制度となっていた。一年分の溜羽書封付高および支払利息を一覧にした『溜羽書勘定帳』が翌年正月に作成され、山田奉行所経由で江戸の勘定所まで報告された。溜羽書封付高の増加は、幕府が負担する利息支払額の増加を意味し、その財源の確保は、財政上の問題となっていた。

(注) 市中に流通していない山田羽書には、溜羽書のほかに、山田奉行所が保有する羽書があった。これは、山田奉行所内で保管される公金(御金)と記されることが多い)のうち、山田羽書の形態によるもので、山田奉行所の資産の一部であった。

文政六年(一八二三)頃から、山田羽書の流通状況の悪化が顕現化し、溜羽書封付高が急激に増嵩した。これは、山田近隣の松坂において御三家の一つである和歌山藩によって「松坂羽書」(本書に収録された史料に記される呼称)が発行されるようになった時期と機を一にしており、各種の先行研究(前掲妹尾、田谷博吉「近世日本の紙幣」、『阪南論集社会科学編』第二十五巻第一・二・三号、昭和六十四年(一九八九)など)では、山田羽書とともに松坂羽書が山田領内等で流通したことが指摘されている^(注)。

(注) 和歌山藩の松坂飛地における藩札発行は元禄十五年(一七〇二)から始まり、諸藩の中でも早い方であった。享保十八年(一七三三)から発行は中断していたが、改めて幕府の許可を得て松坂羽書が発行されるようになったのは、約九十年を経た文政六年からである。

『図録日本の貨幣6』によれば、本書が対象とする天保期において、①溜羽書貸付の継続、②山田奉行所が保有する正貨と溜羽書の入替、③山田領内に流入した松坂羽書の松坂への回付、④山田奉行所から羽書取締役に対する貸付の実施(一五〇〇両、天保八年(一八三七)十月)、といった対応策が講じられた。①から③は、文政期に実施された溜羽書対策の帰趨を見計らいつつ、溜羽書封付高の減少のために善後策をとったものといえる。④は、天保八年に溜羽書封付高が一時的に増加したことへの対処で、羽書取締役が資金面で山田奉行所へ助成を求めたものである。

III 収録史料の内容

一(一六、『溜羽書勘定帳』(4-1-11-11) A11-11) A16)は、前年の溜羽書封付高と山田奉行所が支払う溜羽書利息金額を羽書三役がとりまとめ、正月に連名で山田奉行所へ提出した帳面(控)。天保二年(一八三一)から天保七年(一八三六)に提出された六点。七、「奉申上口上」(4-1-B3-4)は、天保二年二月二十六日付で、羽書取締役から山田奉行所役人へ提出した意見書(控)。溜羽書貸付の実施を今後取り止めることが具申されている。

八、「御備羽書式千両株分にて会合所見並惣大夫之千両宛御貸渡之処御取立之上尚又式千両先年之通御備二相成候覚書」(4-1-A7-21)は、山田奉行所が保有する正貨と溜羽書を入れ替えた経緯を記した覚書。天保三年(一八三二)三月五日に五〇〇両、七月

七日に一〇〇両、天保四年（一八三三）三月七日に四〇〇両の計一〇〇〇両と入替が実施された。

九、『溜り羽書之内河崎町取次にて魚問屋中へ貸渡并限月返納覚書』（4―1―A7―22）は、天保三年（一八三二）十月二十五日を返済期限とする魚問屋仲間向け溜羽書貸付（一〇〇〇両、貸付期間一年、年利六歩）につき、元利金の返済が完了した後、改めて同様の条件で貸付が一年間実施された経緯を記した覚書。

十、『溜り羽書之儀ニ付御組頭中より内分御尋并御金拝借御願申上候覚』（4―1―A7―23）は、天保四年九月入り後、羽書取締役が山田奉行所へ拝借金願を出したところ、組頭志賀八郎右衛門から、山田羽書の流通促進と松坂羽書対策について下問されたため、意見具申を行った際の覚書。羽書取締役が提言した内容は、山田領内の商人を選定し、彼らが所持している松坂羽書や正貨を毎月山田羽書と引替え、松坂の引替所へ回付すること。十月十七日からこの措置が実施されたのを機に、羽書取締役の拝借願は取り下げられた。

十一、『御備羽書式千両之内千両金子ニ引替上納覚書・溜羽書之内金子と御入替御願申上候処千両程御入替被成下候覚書』（4―1―A7―25）は、①天保七年（一八三六）十二月に、山田奉行所が米を买入れるための資金として、奉行所保有の御備羽書と引替に、羽書取締役から正貨一〇〇〇両を上納させたこと、②天保八年（一八三七）二月に、奉行所が下げ渡した正貨一〇〇〇両と溜羽書との入替を実施したこと、の二事案について記した覚書。天保八年の記事には、同年二月に大坂で起こった大塩平八郎の乱についての言及がある。

十二、『柴田日向守様御代御金拝借覚書』（4―1―A1―12）は、羽書取締役たちが天保八年十月に山田奉行所から一五〇〇両を拝借した経緯等を記した覚書。この拝借金（年利五歩、期限天保九年（一八三八）三月二十日）は、期日に元利金一五七三両二歩が上納され、返済が完了した。

本書に収録した史料には、天保期に、山田羽書関係者が流通状況悪化から脱するための対策を検討・実施した経緯が記される。その中には、和歌山藩の松坂飛地で発行された松坂羽書が山田羽書の流通に影響を及ぼしていたことを示す記述も含まれる。また、天保の飢饉（天保四年（一八三三）、同六〜八年（一八三五〜三七）頃）の時期に作成された史料には、飢饉が山田羽書関係者に及ぼした影響の一端も見受けられる。

天保期にとられた各種の溜羽書対策を経て、山田羽書の流通状況は改善し、幕末に至るまで新たな溜羽書対策が導入されることはなかったとされる。もともと、史料に言及されている個々の溜羽書対策の実態については明らかとなっていないことが少なくない。

幕府による山田羽書の管理施策について、『図録日本の貨幣6』等において言及されてきた事柄の典拠を、貨幣博物館所蔵史料の中から提示する翻刻作業は、本書でひとまず終了する。翻刻された基礎史料を土台に、山田羽書の発行・流通実態を解明する研究が、今後さらに進展することを期待したい。

（日本銀行金融研究所貨幣博物館 企画役 藤井典子）

溜羽書勘定帳

一、〔天保二年正月 溜羽書勘定帳〕

(表紙)

溜羽書勘定帳

此利足金貳拾貳兩三步と
羽書拾匁六分六厘六毛

一、五千八百兩

此利足金貳拾四兩と
羽書拾匁六分六厘六毛

一、五千九百兩

此利足金貳拾四兩貳歩と
羽書五匁三分三厘三毛

一、六千百兩

此利足金拾五兩壹歩と
羽書拾匁六分六厘六毛

一、六千三百兩

此利足金貳拾六兩壹歩

一、四千三百兩

此利足金拾七兩三步と
羽書拾匁六分六厘六毛

一、四千六百兩

此利足金拾九兩と
羽書拾匁六分六厘六毛

一、貳千貳百兩

同六月廿九日

溜羽書封附高

同七月晦日

溜羽書封附高

同八月晦日

溜羽書封附高

同九月廿九日

溜羽書封附高

同十月晦日

溜羽書封附高

同十一月晦日

溜羽書封附高

同十二月晦日

溜羽書封附高

寅正月廿九日

溜羽書封附高

同二月廿九日

溜羽書封附高

同三月晦日

溜羽書封附高

同閏三月廿九日

溜羽書封附高

同四月晦日

溜羽書封附高

同五月廿九日

溜羽書封附高

此利足金九兩と
羽書拾匁六分六厘六毛

寅正月より十二月迄溜羽書惣高

六万六千六百兩

利足惣高

金貳百七拾七兩貳步

右之通相違無御座候、以上

天保二辛卯年正月

御奉行所

羽書
取締役
同
年行事
山田
三方

(4-1-11-11)

二、「天保三年正月 溜羽書勘定帳」

溜羽書勘定帳

(表紙)

卯正月廿九日
溜羽書封附高

一、四千百兩
此利足金拾七兩と
羽書五匁三分三厘三毛

同二月晦日
溜羽書封附高

一、四千八百兩
此利足金貳拾兩

同三月廿九日
溜羽書封附高

一、五千兩
此利足金貳拾兩三歩と
羽書五匁三分三厘三毛

同四月廿九日
溜羽書封附高

一、五千百兩
此利足金貳拾壹兩壹歩

同五月廿九日
溜羽書封附高

一、六千兩
此利足金貳拾五兩

同六月晦日
溜羽書封附高

此利足金貳拾五兩

一、四千八百兩

此利足金貳拾兩

一、五千六百兩

此利足金貳拾三兩壹歩と

羽書五匁三分三厘三毛

同七月廿九日
溜羽書封附高
同八月晦日
溜羽書封附高
同九月廿九日
溜羽書封附高

一、五千九百兩

此利足金貳拾四兩貳歩

羽書五匁三分三厘三毛

同九月廿九日
溜羽書封附高

一、五千四百兩

此利足金貳拾貳兩貳歩

一、五千貳百兩

此利足金貳拾壹兩貳歩と

羽書拾匁六分六厘六毛

同十一月晦日
溜羽書封附高

一、三千五百兩

此利足金拾四兩貳歩と

羽書五匁三分三厘三毛

同十二月晦日
溜羽書封附高

卯正月より十二月迄溜羽書惣高
六万四千四百兩

三、「天保四年正月 溜羽書勘定帳」

溜羽書勘定帳

(表紙)

(4-1-11-12)

羽書
取締役
同
年行事
山田
三方

利足惣高
金貳百五拾五兩三歩と
羽書五匁三分三厘三毛
右之通相違無御座候、以上
天保三壬辰年正月

御奉行所

辰正月晦日
溜羽書封附高

一、四千五百兩
此利足金拾八兩三歩

同二月廿九日
溜羽書封附高

一、五千貳百兩
此利足金貳拾壹兩貳歩と

羽書拾匁六分六厘六毛

同三月晦日

一、五千兩

溜羽書封附高

此利足金貳拾四兩と

同十月廿九日

此利足金貳拾兩三歩と

羽書五匁三分三厘三毛

同四月廿九日

一、五千四百兩

溜羽書封附高

此利足金貳拾貳兩貳歩

同十一月晦日

一、五千百兩

此利足金貳拾壹兩壹歩

同五月廿九日

一、五千七百兩

溜羽書封附高

此利足金貳拾三兩三歩

同閏十一月晦日

一、五千四百兩

此利足金貳拾貳兩貳歩

同六月廿九日

一、四千百兩

溜羽書封附高

此利足金拾七兩と

同十二月晦日

一、五千四百兩

此利足金貳拾貳兩貳歩

同七月晦日

辰正月より十二月迄溜羽書惣高

一、四千九百兩

此利足金貳拾兩壹歩と

同八月廿九日

六万九千貳百兩

羽書拾匁六分六厘六毛

溜羽書封附高

金貳百八拾八兩壹歩と

利足惣高

一、六千百兩

此利足金貳拾五兩壹歩と

同九月晦日

羽書五匁三分三厘三毛
右之通相違無御座候、以上

羽書拾匁六分六厘六毛

溜羽書封附高

天保四癸巳年正月

一、六千六百兩

此利足金貳拾七兩貳歩

羽書
取締役

同
年行事

御奉行所

山田
三方

(4-1-A11-13)

一、七千三百兩

同五月廿九日

此利足金三拾兩壹歩と

四、〔天保五年正月 溜羽書勘定帳〕

羽書拾匁六分六厘六毛

同六月廿九日

一、七千六百兩

溜羽書封附高

此利足金三拾壹兩貳歩と

一、六千八百兩

此利足金貳拾八兩壹歩と

同七月晦日

一、六千八百兩

同七月晦日

此利足金貳拾八兩壹歩と

一、五千貳百兩

此利足金貳拾六兩貳歩と

同八月廿九日

一、八千百兩

溜羽書封附高

此利足金三拾三兩三歩

一、六千四百兩

此利足金貳拾六兩貳歩と

同九月晦日

一、八千兩

同九月晦日

此利足金三拾三兩三歩

羽書拾匁六分六厘六毛

同十月廿九日

一、五千兩

溜羽書封附高

此利足金貳拾六兩貳歩と

羽書拾匁六分六厘六毛

同十一月晦日

一、四千三百兩

溜羽書封附高

一、六千八百兩

此利足金拾七兩三步と
羽書拾匁六分六厘六毛

一、貳千八百兩

此利足金拾壹兩貳分
羽書拾匁六分六厘六毛

巳正月より十二月迄溜羽書惣高

七万四千七百兩

利足惣高

金三百拾壹兩壹歩

右之通相違無御座候、以上

天保五甲午年正月

御奉行所

同十二月晦日

溜羽書封附高

五、「天保六年正月 溜羽書勘定帳」

(表紙)

溜羽書勘定帳

一、三千兩

此利足金拾貳兩貳歩

一、三千四百兩

此利足金拾四兩と

羽書拾匁六分六厘六毛

一、三千四百兩

此利足金拾四兩と

羽書拾匁六分六厘六毛

一、三千三百兩

此利足金拾三兩三步

一、三千五百兩

此利足金拾四兩貳歩

羽書五匁三分三厘三毛

一、三千三百兩

午正月廿九日
溜羽書封附高

同二月晦日
溜羽書封附高

同三月晦日
溜羽書封附高

同四月廿九日
溜羽書封附高

同五月晦日
溜羽書封附高

同六月廿九日
溜羽書封附高

(4 | 1 | A11 | 14)

山田
三方

同

年行事

羽書
取締役

同二月晦日
溜羽書封附高

同三月晦日
溜羽書封附高

同四月廿九日
溜羽書封附高

同五月晦日
溜羽書封附高

同六月廿九日
溜羽書封附高

此利足金拾三兩三步

一、貳千七百兩

此利足金拾壹兩壹歩

一、三千貳百兩

此利足金拾三兩壹歩と

羽書五匁三分三厘三毛

一、三千百兩

此利足金拾貳兩三步と

羽書拾匁六分六厘六毛

一、千八百兩

此利足金七兩貳歩

一、貳千貳百兩

此利足金九兩と

羽書拾匁六分六厘六毛

一、貳千貳百兩

此利足金九兩と

羽書拾匁六分六厘六毛

午正月より十二月迄溜羽書惣高

三万五千百兩

利足惣高
金百四拾六兩壹歩

右之通相違無御座候、以上

天保六乙未年正月

御奉行所

(4 | 1 | A11 | 15)

羽書
取締役
同
年行事
山田
三方

六、「天保七年正月 溜羽書勘定帳」

(表紙)

溜羽書勘定帳

一、貳千貳百兩

此利足金九兩と

羽書拾匁六分六厘六毛

一、三千貳百兩

未正月廿九日
溜羽書封附高

同二月晦日
溜羽書封附高

此利足金拾三兩壹歩と
羽書五匁三分三厘三毛

一、三千貳百兩

此利足金拾三兩壹歩と
羽書五匁三分三厘三毛

一、貳千八百兩

此利足金拾壹兩貳歩と
羽書拾匁六分六厘六毛

一、貳千九百兩

此利足金拾貳兩
羽書五匁三分三厘三毛

一、貳千七百兩

此利足金拾壹兩壹歩

一、貳千五百兩

此利足金拾兩壹歩と
羽書拾匁六分六厘六毛

一、貳千九百兩

此利足金拾貳兩と
羽書五匁三分三厘三毛

一、三千貳百兩

此利足金拾三兩壹歩と
羽書五匁三分三厘三毛

一、三千貳百兩

此利足金拾三兩壹歩と
羽書五匁三分三厘三毛

一、貳千六百兩

此利足金拾兩三歩と
羽書五匁三分三厘三毛

一、貳千八百兩

此利足金拾壹兩貳歩と
羽書拾匁六分六厘六毛

一、貳千兩

此利足金八兩壹歩と
羽書五匁三分三厘三毛

未正月より十二月迄溜羽書惣高
三万六千貳百兩

利足惣高
金百五拾兩三歩と

羽書五匁三分三厘三毛

右之通相違無御座候、以上

同九月廿九日
溜羽書封附高

同十月晦日
溜羽書封附高

同十一月廿九日
溜羽書封附高

同十二月晦日
溜羽書封附高

同三月晦日

溜羽書封附高

同四月廿九日

溜羽書封附高

同五月晦日

溜羽書封附高

同六月晦日

溜羽書封附高

同七月廿九日

溜羽書封附高

同閏七月廿九日

溜羽書封附高

同八月晦日

溜羽書封附高

天保七丙申年正月

羽書
取締役

同
年行事

山田
三方

御奉行所

(4-1-11-16)

卯二月廿六日

羽書
取締役

七、〔天保二年二月 奉申上口上〕

奉申上口上

溜羽書多分御座候儀は訳書を以追々奉申上御座候処、此度
新羽書御摺立ニ相成当時は新札散在も宜敷御座候、然ル処
先達て魚問屋共右之内千兩奉拝借候折柄宇治会合・三方会
合より同様御願申上都合千貳百兩奉拝借候、其後限月ニ至
り両会合之儀は皆上納不仕候ニ付羽書封切仕候儀は無御座
候、依之先達て拝借仕候羽書千貳百兩此節金子にて上納仕
候様被為 仰附新羽書を以改御貸出相成候得は又散在とも
奉存候、尤最初同所より願上候節は魚問屋共より奉願上候
振合を以同様願上候義ニ御座候間、限月一先奉納上候時
宜ニ随ひ御貸出ニ相成候共、魚問屋共願上候振合ニ取計仕
度奉存候、尚又溜羽書御引当金を以溜羽書多御座候共利足

(4-1-1-B3-4)

(裏書)
〔天保二辛卯年二月廿六日、内々御用人大嶋晋兵衛殿へ差上候扣、写内々
御組頭岡村弥次右衛門殿えも上ル、

八、「天保三年三月 御備羽書式千両株分にて会合所見並惣大夫
え千両宛御貸渡之処御取立之上尚又式千両先年之通御備ニ相成
候覚書」

(表紙)

天保三壬辰年三月ヨリ
御備羽書式千両株分にて会合所
見並惣大夫え千両宛御貸渡之処
御取立之上尚又式千両先年之通
御備ニ相成候覚書

天保三壬辰年三月

一、三日 天気

御礼前

当番 幸田 源内
村 井 寛 二

溜羽書御届相済候上御取次三好八十二殿被仰聞候は、近日溜羽
書之内五百両持参可申候、其上金子五百両相渡可申候との御事、
右之段小林下宿にて三方中えも申入、近日持参可致旨申入置
候事、

一、五日 天気

御役所勤

当番 幸田 源内
伊藤与四兵衛

御玄関え罷出候処、御組頭中川芳左衛門殿御詰合ニ付、一昨

日羽書五百両致持参候様被仰聞候ニ付持参仕候段申上候処、

芳左衛門殿被仰聞候は、先年御金蔵より式千両程溜羽書と
入替置候、右之例ニ致し可申候間、証文右之振合ニ被相認
御金御用之節は差支無之様致し可申旨被仰聞候御事にて奥
え御入之上無程御鎗之間え

御用人 西条季十郎殿
御組頭 岡村弥次右衛門殿
同 中川芳左衛門殿

御立合にて御招被成候ニ付羽書五百両差上候御金五百両御
下ケ被成下、先達て羽書式千両貸渡有之候内、五百両返金有
之候間、先年之通羽書と入替置可申旨被仰聞証文持参可申旨
被仰下候ニ付、連印之上明日差上可申旨申上候処、羽書式千
両ニ相成候上会合所え預ケ候共可致候得共、五百両之事故三
役封印之俣 御役所え仕舞置可申候との御事にて引取、
一、右之趣年行事・取締役致披露候上、会合所え為八郎を以申入
候は、一昨日小林下宿にて申上候羽書五百両持参仕候処、御
金五百両御下ケ被成羽書は三役封俣 御役所え仕舞置可申候
との御事ニ御座候旨申入候処、

下役浦井民右衛門今日は無人にて役人中詰合不申候間、相
詰候上可申聞候との事、

一、去ル文政八乙酉年八月、式千両羽書と御入替被成候節之証文
振合にて相認候、左之通、

奉請取候御金之事

一、金五百両也

右は当地溜羽書多御座候ニ付、前書之御金被遊御渡溜羽書と
入替候様被 仰渡奉畏候、御金慥奉請取候、則羽書五百両
奉差上候、若御金 御用之節は何時ニても羽書御下ケ被遊次
第、金子と引替可奉差上候、依証文奉差上候処如件、

天保三壬辰年三月

羽書取締役
野村太次兵衛印
惠川半九郎印
伊藤与四兵衛印
古森宜三郎印
永野與兵衛印
村井與四郎印

御奉行所様

一、六日 天気

御役所勤

当番 伊藤与四兵衛

御玄関え罷出候処、御番頭前田又六殿御詰合ニ付、昨日御下
ケ金証文持参仕候ニ付御金方え懸御目度段申上候処、御組頭
中川芳左衛門殿御出合ニ付右同様申上証文入御覧候処、御写
之上奥え御入其上御取次三好八十二殿御出合被成、昨日御下
ケ金証文差上候旨申上申上候処、奥え御入之上右御同人御

出合被成請取被置候との御事、

四月

一、廿九日

会合所え為八郎外御用ニ付罷出候処、役人堤順助より被申聞
候は、一昨寅年羽書千両会合所え拝借仕候内、当月より月々
百両宛返納仕候、当月は去ル廿七日上納相済候、此段御達し
申候、尤月々は御達し不申候との御事、

一、同日

一、宇仁田仁兵衛えも順助より被達候は、一昨寅年会合所え拝借
之羽書千両月々百両宛上納ニ相成候間、月々株分式人宛相消
し可申旨被申候事、

右年行事・取締役え及披露置候事、
但し、当月より十二月迄にて閏月共十ヶ月千両
相済可申積、

七月

一、三日

御役所勤

当番 榎倉 右近
伊藤与四兵衛

今日溜羽書御届罷出候処、御玄関にて御組頭中川芳左衛門殿
より被仰聞候は、先達て田丸領見並惣大夫え貸渡候羽書之内

百両返金有之候ニ付来ル十日迄之内羽書百両致持参可申候との御事、

右披露之上証文印形致し置候、左之通、

奉請取候御金之事

一、金百両也

右は当地溜羽書多御座候ニ付、前書之御金被遊御渡、溜羽書と入替候様被 仰渡奉畏候、御金慥ニ奉請取候、則羽書百両奉差上候、若御金 御用之節は何時ニても羽書御下ケ被遊次第、金子と引替可奉差上候、依証文奉差上候処如件、

羽書取締役

野村太次兵衛印

恵川半九郎印

天保三壬辰年七月

伊藤与四兵衛印

古森宜三郎印

永野與兵衛印

村井與四郎印

御奉行所様

一、七日

御役所勤

榎倉右近

当番

古森宜三郎

羽書百両并証文持参 御玄闕え罷出候処、御番頭金田定右衛門殿御詰合ニ付羽書持参仕候段申上候処、御組頭中川芳左衛門

殿御出合ニ付羽書百両并証文差上候処、金百両御下ケ被成下候事、

一、同日

会合所え為八郎を以今日見並惣大夫え御貸渡之内百両御下ケ被遊候ニ付羽書百両奉差上候、依此段申上候旨申入候処、

下役下田利兵衛只今役人中支度ニ引取候間、承置可申聞候

との事、

(以下 余白)

天保四癸巳年二月

一、十八日

宇仁田仁兵衛より為八郎方え申越候趣、左之通、

然は見並氏株分是迄月々溜り次第申遣し候得は、早速金子ニ引替ニ参り候処、頃日式拾五両出来ニ付一昨日申遣し候処、当月より引替不申候、其筋へ被申出候様、尚近日当方より会合所え相届可申候との返事ニ候、右は当月不残相済候事か何方よりも御沙汰無御座候故御尋申上候、御承知ニ候ハ、其段為御聞可被下、早々、已上

二月十八日

右披露ニ及び申候処、未夕御沙汰無之不承候得とも今暫見合可申旨申入置候事、

三月

一、三日

御役所勤

永野與兵衛

今日溜羽書御届相済候上、御金方え懸御目度旨申上候処、御組頭岡村弥次右衛門殿御出合ニ付申上候は、見並惣大夫え御貸附有之候株分羽書式拾五両程有之、先月中旬引替店より申遣し候処、右惣大夫方より最早株分羽書は不残相済候旨にて、引替ニ遣し不申候ニ付其俣ニ有之候、御伺申上候処、

弥次右衛門殿漸一兩日已前晦日前ニ致上納候、何れ相談

之上御沙汰可申候、先は無滞上納相済安心致し候との御

事、

一、今日節供御礼相済候上、下宿え年行事・取締役老人宛罷出候

様御使参候ニ付、

御役所勤

当番

幸田源内

恵川半九郎

御玄闕え罷出候処三木儀平太殿御詰合ニ付御用御座候旨被仰下候ニ付罷出候段申上候処、奥え御入之上御組頭岡村弥次右衛門殿御出合にて被仰聞候は、先達て見並惣大夫え御貸附有之候株分羽書之残上納相済候間、来ル六日・七日頃羽書五百両持参可致候、其上金子差下ケ可申、尤会合所え貸附分も羽書にて千両請取候ニ付、都合式千両ニ致し、先年之通御備ニ相成候との御事ニ付、

御請申上今日は引取、

一、同日

会合所え為八郎を以申入候は、今日御金方より被仰聞候見並惣大夫方え御貸附有之候株分羽書此間不残相済候ニ付、昨年之通羽書と入替ニ相成候間、近日羽書持参可致候旨被仰下候、此段申上候、近々年行事・取締役にて持参可致候間、左様御承知可被下旨申入候処、

下役浦井民右衛門役人中唯今支度ニ引取候間、承置可申聞候との事、

一、証文連印致し置候、左之通、

奉請取候御金之事

一、金四百両也

右は当地溜羽書多御座候ニ付、前書之御金被遊御溜溜羽書と入替候様被 仰渡奉畏候、御金慥ニ奉請取候、則羽書四百両奉差上候、若御金 御用之節は何時ニても羽書御下ケ被遊次第金子と引替可奉差上候、依証文奉差上候処如件、

羽書取締役

野村太次兵衛印

恵川半九郎印

伊藤与四兵衛印

古森宜三郎

天保四癸巳年三月

御奉行所様

永野與兵衛印
村井與四郎印

一、七日雨

御役所勤

当番 榎倉右近
惠川半九郎

小林下宿之上為御窺惠川半九郎 御玄闕え罷出候処、御組頭伊藤吉十郎殿御詰合ニ付、去ル三日御金方より被仰聞候見並惣大夫え御貸附之羽書残五百兩相濟候ニ付、金子御下ケ是迄之通羽書と入替置候様可致旨ニて羽書五百兩持参仕候様被仰下候ニ付持参仕候、尤昨辰年三月五日五百兩御入替其後七月七日百兩程御入替被遊候ニ付、残四百兩と奉存候ニ付御伺申上候、乍然羽書は五百兩持参仕候旨申上候処與え御入之上右御同人御出合被成、何れ当方相調子可申候、先今日は四百兩入替置候間四百兩持参可申候との御事ニ付一先下宿之上、

御役所勤

当番 榎倉右近
惠川半九郎

羽書持参

御玄闕え罷出候処御組頭伊藤吉十郎殿御詰合ニ付、羽書持参仕候段申上証文入御覽候処、奥え御入之上無程
御取次 江添猪輔殿
御組頭 伊藤吉十郎殿
御立合ニて御金四百兩御渡被成下候ニ付、羽書四百兩三役封

印俣差出并証文差上候処、証文・羽書請取置可申候との御事、
一、小林相濟候上、溜羽書封切帳え相記し置候事、

(4-1-17-21)

九、〔天保三年十月 溜り羽書之内河崎町取次ニて魚問屋中え貸渡并限月返納之覚書〕

(表紙)

天保三壬辰年十月より
溜り羽書之内河崎町取次ニて
魚問屋中え貸渡并限月
返納之覚書
午二月
式番写

天保三壬辰年十月廿二日

式日寄合

村井与四郎
永野與兵衛
惠川半九郎

河崎町年寄小川三左衛門殿より永野與兵衛方え被申参候は、昨卯年十一月魚問屋拝借致し候羽書千兩来ル廿五日返納可仕候、然ル処金六百六拾兩程廿五日迄相預り候ニ付、何卒内金六百六

拾兩御預り被下度、残り四百兩廿五日ニ返納可致旨ニて三左衛門殿より被相頼候旨ニ付相談之上相預り候事、但し預り書左之通、

覚

一、金六百六拾兩也

右は魚問屋中上納之内儘ニ預り申候、皆納之上 御役

所え奉申上候、為念如此御座候、已上

辰 十月廿二日 御金取扱所印

右預り書を以為八郎差遣し小川三左衛門殿ニて相預り候上申聞え割置、

一、廿五日

魚問屋

当番 永野與兵衛
村井寛二

皆返納

罷出候て河崎町え左右致し候処、年寄小川三左衛門・町代久右衛門・魚問屋式人罷出候ニ付為八郎出合候処、三左衛門殿より被申聞候は、昨卯年魚問屋拝借致し候千兩返濟致し候、尚又来月ニ至昨年通羽書千兩拝借願出候、宜敷御頼申候旨ニて金千兩被差出候ニ付請取候上、

当番 與兵衛
寛二

出合仮請取相渡明廿六日 御役所え申上候上、御証文御返進

可申、尚又来月ニ至昨年通羽書千兩拝借之旨致承知候、明廿六日申上候様可致旨申遣し候事、

但し、請取左之通、

覚

一、金四百兩也

右は去卯十一月御町内え御拝借被成候羽書元利残金儘ニ

預り申候、明廿六日御役所え可奉申上候、以上

辰 十月廿五日 御金取扱所印

一、今日溜羽書千兩封切致し、封印字仁田え相渡し候事、封切村井与四郎相勤ル、

一、廿六日

当番 野村太次兵衛
御役所勤

御玄闕え罷出候処、御番頭早崎善兵衛殿御詰合ニ付、昨卯年河崎町魚問屋共え羽書千兩町表取次ニて貸渡候処、昨廿五日金子を以致返濟候、此段御届申上候、尚又来月ニ至り河崎町より拝借御願可申上候旨ニ御座候間、宜敷御含可被下旨申上、昨年之河崎町証文御下ケ被成下候旨申上候処、奥え御入之上御取次江添猪輔殿御出合ニ付届書差上、昨卯年河崎町魚問屋共え羽書千兩御貸渡ニ相成候処、昨廿五日金子を以返濟致し候ニ付御届申上候、尚又来月ニ至り羽書千兩拝借之儀昨

年之通り御願可申上候間、宜敷御含可被下旨申上、昨年差上
有之候河崎町証文御下ケ被成下候旨申上候処、是又奥え御入
之上右御同人証文御下ケ被成下、翌月〔来〕ニ至り羽書貸渡之儀例
通取計候様被仰聞候事、
一、御組頭中川芳左衛門殿・志賀八郎〔右衛門〕次殿〔来〕も御広間ニて懸御目
候ニ付右同様申上置候事、

但し、届書左之通、
奉申上口上

去卯十一月溜羽書之内千両河崎町年寄共奉拝借候分、昨廿
五日金千両私共請取、則溜羽書封切ニ相成申候、

一、金六拾兩
右同断老ケ年分之利足私共慥ニ奉預り候、依此段奉申上
候、以上

天保三壬辰年十月廿六日
羽書 取締役印

宛無之

但し、今日相下り候証文河崎町え相渡、来月ニ至り又候
御拝借之儀御勝手ニ御願可被成旨申入置候事、

一、会合所え為八郎を以昨卯年河崎町魚問屋え御貸渡ニ相成候羽
書昨廿五日金子ニて返納致し候、尚又来月ニ至り拝借相願可
申旨申入置候事、

十一月

一、三日
河崎町より永野与兵衛方え申参り候は、今日御役所え羽書拝
借御願申上候処、明日当番老人罷出候様取締役え被達呉候
様被仰聞候との事ニ御座候間、御達申上候との御事、
一、四日

御役所勤 当番 野村太次兵衛

御玄関え罷出候処、三木儀平太殿御詰合ニ付昨日御用御座候旨
被仰下候ニ付罷出候段申上候処、奥え御入之上御取次大嶋忠次
殿御出合ニ付、昨日河崎町当番え向ケ御用御座候御旨被仰下候
ニ付参上仕候段申上候処、右御同人昨日河崎町魚問屋共羽書拝
借ニ付河崎町より願出候、貸渡候ニは御座候得共達し方相決し
不申候、右は新井善右衛門掛り御座候処今日は河崎え出役致し
候、何れ是より可致沙汰候間、今日は被引取可申候との御事、

一、九日

〔八日〕 会合所より下役を以明日九日例刻取締役当番老人罷出候様申
達し呉候様、今日御役所より御達しニ御座候、此段申達し候
旨為八郎方え申参り候事、

一、九日 当番 永野與兵衛
御役所勤

御玄関え罷出候御番頭格内田武左衛門殿御詰合ニ付、昨日
御用御座候御旨被仰下候ニ付罷出候段申上候処、奥え御入之
上御取次大嶋忠次殿御出合ニ付、右同様申上候御同人被申
候は、此間河崎町より羽書拝借願出候、昨年通千両貸渡候ニ
被聞濟候、相渡候様との御事ニ付

奉畏候、明日羽書相渡其上証文請取、明後日ニても証文差
上可申旨申上引取、

一、十日 当番 古森宜三郎
村井寛二

河崎町魚問屋え羽書相渡候ニ付河崎町表え致沙汰候処、当番

年寄 小川三左衛門
町代 平野久右衛門
魚問屋惣代 式人

被罷出候ニ付、羽書千両相渡証文請取候事、

一、十一日 御役所勤 当番 惠川半九郎
証文持参

御玄関え罷出候処、御番頭前田又六殿御詰合ニ付、御金方え
御目〔懸〕ニ掛ケ度旨申上候御組頭志賀八郎右衛門殿御出合ニ付、
昨十日河崎町え魚問屋共え羽書千両相渡候ニ付証文差上候旨
申上、御礼金差出候旨申上差上候処、預り置候との御事ニて

奥え御入之上御取次江添猪輔殿御出合ニ付昨日河崎町へ羽
書千両貸渡候ニ付証文差上候段申上候て差出候御同人請
取置、追て申聞可置候との御事、
一、会合所え為八郎を以河崎町魚問屋共え昨年通羽書千両御貸渡
ニ相成候段申届候事、

天保四癸巳年

一、十月廿三日
河崎町出勤中より永野與兵衛方え昨辰十一月貸渡置候魚問屋
中より内金差出し候由ニて金八百拾兩被致持参候ニ付、預り
書ニて内濟請取候事、

一、廿五日
河崎町より残金返納ニ付

当番 永野與兵衛
野村太次兵衛

河崎町当番小川三左衛門罷出、残金式百五拾兩被差出、尚又
来月二日・三日頃迄ニ昨年之通千両羽書拝借御願申度旨被申
候ニ付、明廿六日 御役所え申上候上御証文御返進可申候、
尚来月ニ至尚又御拝借之儀も其上御沙汰可申旨申入候事、請
取左之通、
覚

一、金千六拾兩也

右は去辰十一月御町内へ御拝借被成候羽書元利慥ニ預り申候、明廿六日 御役所へ可奉申上候、已上
已
十月廿五日 御金取扱所印

一、廿六日

御役所勤

当番 永野與兵衛

御玄関え罷出候処御組頭濱口庄左衛門殿御詰合ニ付、昨辰年十一月河崎町魚問屋共え羽書千両河崎町表え向貸渡置候処、昨廿五日元利請取候ニ付御届申上候旨申上、尚又来月二日頃尚又羽書千両昨年通拝借申出候、近日御願ニ罷出可申間、宜敷御含可被下旨申上候処、奥え御入之上御取次大嶋忠次殿御出合ニ付届書差出昨辰年十一月河崎町魚問屋共え羽書千両昨表取次にて貸渡置候処昨廿五日元利請取候、尚又近日千両昨年之通拝借御願可申上候間宜敷御含可被下旨申上、尚河崎町証文御下ケ可被下旨申上候処、是又奥え御入之上右御同人御出合被成、河崎町証文御下ケ被成、尚近日河崎町より相願候ハ、直ニ可申遣候間、勝手ニ被相渡候との御事ニ付引取、但し届書左之通、

奉申上口上

去辰十一月溜羽書之内千両河崎町年寄共奉拝借候分昨廿五

明四日相渡可申心得ニ御座候、其上証文差上可申旨申上引取、

一、四日

当番 永野與兵衛 野村太次兵衛

河崎町魚問屋共え羽書相渡候ニ付町表え致沙汰候処、当番出勤

小川三左衛門 町代平野久右衛門 魚問屋惣代 三人

右被罷出候て証文被差出候ニ付羽書千両相渡候事、但し証文左之通、

奉拝借御金証文之事

一、羽書千両也 利足年六步定

右は当町魚問屋共一統奉拝借度旨願出候ニ付、町表引請御願奉申上候処御聞濟被為成下、書面之高町表え慥奉請取候、返納之儀は来午十月廿五日限元利無滞可奉納候、魚問屋共儀は魚荷仕切金日々差遣候事故、羽書散在ニ相成候儀承札候処相違無御座候、依之魚問屋共所持之品々慥成質物町表え取置万一故障之者有之候共、右質物町表にて売払質物之過不足ニ不拘元利無滞急度可奉納候、依拝借証文如件、

河崎町

日金千両私共請取、則溜り羽書封切ニ相成申候、
一、金六拾兩
右同断壹ヶ年分之利足私共慥ニ奉預り候、依此段奉申上候、以上

天保四癸巳十月廿六日

羽書 取締役印

一、御玄関にて右写差出呉候様被仰聞候ニ付、右同様写差上候事、
一、会合所え為八郎を以申届候は、昨辰年十一月河崎町魚問屋共え羽書千両御貸渡有之候処、昨廿五日日金千両利足相添上納等相濟申候、尚又来月ニ至羽書千両御貸渡可被遊候、此段申上候旨申届候処、下役川端藤兵衛詰合居候ニ付、役人中支度ニ引取候間相詰候上申聞可申候との御事、
一、今日溜羽書千両封切致し封印拾字仁田仁兵衛え相渡候事、尤封印野村太次兵衛封切致し候事、但し昨廿五日封切日附ニ致し候事、

一、十一月三日

御役所勤

恵川半九郎

今日溜羽書御届罷出候処、御取次三好八十二殿被仰聞候は、此間河崎町年寄より溜羽書千両昨年之通魚問屋共拝借願出候、相渡被申候哉御尋ニ付、

天保四癸巳年十一月

年寄印 當時出勤 星山権兵衛印 小川三左衛門印 森嶋新右衛門印 永野和作印

御奉行所様
一、魚問屋共より昨年之通御礼金差出候由にて町内より永野与兵衛方え持参致し候事、
一、五日

御役所勤

〔伊藤〕 永野与四兵衛

御玄関え罷出候処、御組頭伊藤吉十郎殿御詰合ニ付、昨四日河崎町魚問屋共え羽書貸渡候ニ付証文差上申候、尤魚問屋共より差出候ニ付御礼金差上候旨申上相渡候処、吉十郎殿御礼金は相預り候、証文は奥え御差出可被成旨にて奥え御入之上御取次大嶋忠次殿御出合ニ付、昨四日河崎町魚問屋共え羽書千両貸渡申候ニ付、河崎町証文差上候旨申上候処、是又奥え御入之上右御同人御出合被成証文被請取置候との御事、

一、河崎町内へ為八郎を以申入候は今日 御役所え証文御礼金等差上申候処、昨日相渡候羽書精々為致散在引替店へ相廻り不申候様可申聞候との御事にて被為入御念候間、精々散在ニ相成早速引替店え相廻り不申候様、尚又魚問屋え可被仰聞旨申

入候処、
町代久右衛門一同披露之上魚問屋中へ可申聞候との事、
一、会合所え為八郎を以河崎町魚問屋共え昨年通羽書千両昨四日御貸渡ニ相成候段申届候事、

(4-1-1-A7-22)

十、〔天保四年九月 溜り羽書之儀ニ付御組頭中より内分御尋并御金拝借御願申上候覚〕

(表紙)

天保四癸巳年九月
同五年午二月写
溜り羽書之儀ニ付御組頭中より
内分 御尋并御金 拝借
御願申上候覚

一、九月二日

式日寄合

溜羽書追々相増八千百両ニ相成引替金仲間内にて融通難出来、銘々他借等致し候事も冬分ニ相成候ては六ヶ敷可有之候、引替手支可申ニ付 御役所え御歎奉申上候て御金式千

先達ては種々申来り候者有之候得共、一円取敢不申候故、
近來は何事も不申来候旨申上候処、
御兩人被仰聞候は先達て両会合河崎町魚問屋え貸附候後貸出し之義各役中斷被申聞、銘々ニおゐても此上貸附候義不宜候様存、決て貸附申間敷旨ニ存居候処、極密なから此節田中町宇治会合所より申出未夕表向銘々えは不被申聞候得共御用人中之内え内々願込候て、大体出来寄候旨申来り候者有之、依て各役中ニも被承候義無之哉、且各方之心得方聞置申度、急々呼ニ遣し候旨被仰下候故、

与兵衛申上候は先達てより御貸出し之義御断申上、此節何方よりも右様之義承り候事無御座候、別て先月封附高八千百両ニ相成候ニ付私共引替金差支難渋仕候故、此頃中私共一統申談候義一兩日中御同席様方え御内意御願申上候て御金拝借之義御願申上度申合居申候折柄ニ御座候得は、此節溜羽書之内御貸出しニ相成候ては弥以引替金多分手当仕可申義ニ御座候得は、御貸出し之義は如何様被仰付候とも御断奉申上度御願申上候旨申上候処、

定て貸附之義は左様可有之と存候得共、御勝手えも被罷出候事有之候故、右等之噂被聞及候程も難計、又各之上にて貸附ニ相成候て弁利之事も有之様之事ニ候ハ、格別、無左候ハ、銘々之上にても貸出し申間敷と存居候事ニ候、尚又会合所え預ヶ置有之式千両は金子にて御蔵ニ有之候積りを以星野殿取

兩拝借御願奉申上度、近來五歩利被仰付候故五歩利を以拝借御願奉申上度、下利之御貸下ヶ難出来候ハ、御定利足ニても御願可申上哉、先内々御組頭中え相伺可申、近日一兩人罷出可申積ニ申談し候事、

一、三日期

御組頭中より村井与四郎方え御手紙到来、左之通、

秋冷罷成候、弥御安榮珍重奉存候、然は内々御尋申度儀有之候間、御同役中之内老入御越御座候様奉存候、尤下宿より前以御案内之上御越御座候様いたし度奉存候、以上

九月三日

尚々八郎右衛門義、昨日は出役ニ付しかく不談置候間、
弥次右衛門え御案内御座候様致し度奉存候、已上、
右本封し上書

羽書

取締役衆中

岡村弥次右衛門
志賀八郎右衛門
伊藤吉十郎

右ニ付即刻

永野與兵衛

弥次右衛門殿御宅え罷出候処、八郎右衛門殿と御兩人御出合ニて此節溜羽書致借度旨何方よりも何事も申出不申哉御尋ニ付、

計被置候御手当金之内ニ候得は、外へ貸附候筋にては無之候得共、先達て見並え貸附候事も有之候得は、万一右之羽書被貸附候事ニ相成候ては如何可有之哉之旨被仰聞候故、

右之御手当ニても私共え御沙汰被為成下候ニおゐてハ何分御貸出し被成下間敷様御願可奉申上候、兎角引替金ニ差支候故無抛此段御歎可申上旨申上候処、

〔左様有之〕
右之事ニ候得は内々申来り候者え出来申間敷旨申遣し可申様被仰聞候ニ付、
宜敷御願申上候、私共御金拝借之義一兩日之内御伺申上度、
〔加筆是也〕
宜敷御願申上候旨申上引取、

一、四日

寄合

昨日之趣ニ付、弥御金拝借御願可奉申上ニ付紙面を以御組頭中え可申上旨相談ニて書取、左之通、

奉願上口上

羽書取締役御願奉申上候、近年溜り羽書多相成候ニ付、引替金子私共一統難渋仕、借入金等仕無滞引替来候処、此節猶追々溜り候故甚心痛仕候、依之金式千両拝借御願奉申上度候、尤老ヶ年限奉拝借羽書散在之次第にて可奉返納候、何卒御憐愍を以御貸下ヶ被為成下候ハ、難有仕合奉存候、以上

巳九月

羽書
取締役

一、五日

與兵衛

御組頭勤

宜三郎

弥次右衛門殿御宅へ罷出候処、御持病御引籠ニ付八郎右衛門殿御宅へ參兩人申上候は、

一昨日被仰聞候溜羽書拝借之義一統へ申聞候処、何れも一昨日申上候通、此節内分承り候者無御座候、何卒御貸出し無御座候様御願申上候上尚其節御伺申上候、私共御金拝借之義溜羽書多く相成引替金一統難渋仕候ニ付、他借等も仕候得共当年は別て金子融通方六ヶ敷候故、無扨御願奉申上度、先年金式千両御手当金之内御引替ニ相成候振ニ御願奉申上度候得共、右は式千両之外金高ニは難被為成下旨、先達てより承り居申候故、御用金拝借御願可奉申上哉、乍併御利足五歩利頂戴仕候故、御定之利足ニては私共上ニて五歩利相弁へ可申事ニ御座候得は相成候事ニ候得は、何卒御憐愍之御沙汰御願奉申上度、先御同席様方御内慮御伺申上候て御勝手ニて内々御願申上、其上御差図を以御表え御願奉申上度奉存候旨申上、書取入御覽候処御一覽之上、

一昨日被申聞候後弥次右衛門とも内々申居候ニは、当時御貸附ニ相成可申御金は聊ニ有之候得は事ニ寄江戸御勘定所え可

被申遣事ニも相成可申哉、何れ評定ものニ可有之と申居候、

先御勝手へ伺見可被申同席えは申置可申、此紙面扣も有之候ハ、預り置可申様被申聞、

宜敷御願申上候旨申上、夫より吉十郎殿へ參り同様委細申上候処紙面之内、

依之金式千両拝借御願奉申上度と申処え右為融通御用金之内と可申事書入可然哉之旨被申聞候、

其旨承知仕尚宜敷御願申上、下宿之上紙面相認切紙左之通、

奉願上口上

羽書取締役御願奉申上候、近年溜り羽書多相成候ニ付引替金子私共一統難渋仕、借入金等仕無滞引替来候処、此節尚追々溜り候故甚心痛仕候、依之右為融通御用金式千両拝借御願奉申上度候、尤壱ヶ年限奉拝借羽書散在之次第ニて可奉返納候、何卒御憐愍を以御貸下ヶ被為成下候ハ、難有仕合奉存候、以上

巳九月

羽書
取締役

一、御勝手勤

與兵衛
宜三郎

御中ノ口え罷出御用人中様へ懸御目度旨申上候処、御用人西条季十郎殿御出合ニ付、

兩人申上候は、近来溜羽書多く相成、私共引替金ニ難渋

仕、是迄他借等も仕候得共金子融通仕兼候故何卒御用金之内式千両拝借御願奉申上度、先御同席様へ御願申上度宜敷

御執成被成下候様御願申上候旨申上、紙面差出候処、季十郎殿同役共え申聞談可申旨被仰聞奥へ御入之上無程御出

合、先紙面預り置可申、追て可及沙汰旨被仰聞引取、一、夫より新井善右衛門殿へ參り候処、御出役御留主ニ付御内室

え懸御目、只今御中ノ口え參上季十郎様へ御願申上置候義御座候、御帰り之上宜敷御執成被成下候様御願申上置候事、

一、九日 節供御礼ニ付

與兵衛

宜三郎

御礼前新井善右衛門殿へ罷出懸御目候上、此間御中ノ口え參上季十郎様へ御願申上候私共御金拝借之儀宜敷御執成被成下候様申上候処、

善右衛門殿何れ一同談し置可申旨被仰聞、尚羽書貸附方之儀御尋ニ付、

此節右拝借御願申上候通引替金難渋仕候間、御貸出しニ相成候義は御断申上候旨申上引取、

一、十三日

御月見ニ付

與四郎

御勝手伺序

今日野村太次兵衛家督願之儀有之候ニ付、乍序御勝手罷出候

処御用人西条季十郎殿へ先達て御願奉申上候拝借之儀御伺申

上候旨申上、御貸附之義は御断申上候事、

一、廿五日

御役所勤

與兵衛

宜三郎

溜羽書御貸附方之義御咄し御座候ニ付、与四郎溜羽書之内御貸附被遊候ハ、直々引替店へ相戻り候、左候ハ、私共上ニて引替金多分ニ手当致し候事ニて甚迷惑仕候、既此節溜羽書正味五千九百両ニ有之候、式千式百両は御貸附ニ御座候、私共より金子は八千百両差出有之候旨申上、御貸附之義は御断申上候事、

一、廿五日

與兵衛
宜三郎

新井善右衛門殿御長家へ罷出懸御目候上、先日与兵衛・宜三郎より御願申上候御金拝借之儀、追て御沙汰可被下旨被仰下候、時節柄ニて追々融通世話敷相成候得は宜敷御執合被下不遠内御貸下ヶ被下候様奉願候、若五歩利ニては難出来候ハ、御定御利足ニても是非拝借御願申上候、乍然当時溜り羽書五歩利ニ相成居候ハ、精々御執合被下下利ニて御貸下ヶ之程御願申上候処、

善右衛門殿且那えも申上候処、溜羽書之儀は篤と不被致会得候間、会得被致候ハ、表方えも相談ニ相成可申候、追々相談之上沙汰可致候との御事ニ付、

与四郎何分拝借ニ相成候様宜御執成可被下旨申上候事、溜羽書御貸附方之義御咄し御座候ニ付、

与四郎溜羽書之内御貸附被遊候ハ、直々引替店へ相戻り候、左候ハ、私共上ニて引替金多分ニ手当致し候事ニて甚迷惑仕候、既此節溜羽書正味五千九百両ニ有之候、式千式百両は御貸附ニ御座候、私共より金子は八千百両差出有之候旨申上、御貸附之義は御断申上候事、

一、廿五日

御役所勤

與兵衛

宜三郎

今日野村太次兵衛家督願之儀有之候ニ付、乍序御勝手罷出候

処御用人西条季十郎殿へ先達て御願奉申上候拝借之儀御伺申

上候旨申上、御貸附之義は御断申上候事、

上候処、季十郎殿奥え御入之上従是沙汰可申候との御事、
一、右相済候上御組頭岡村弥次右衛門殿御宅へ罷出候処御風邪御引籠りニ付、御組頭志賀八郎右衛門殿え罷出懸御目候上拝借御願之儀御沙汰無之ニ付御尋申上候処御談向六ヶ敷由、尚乍内分御貸出之儀御金無之由御咄有之候上、八郎右衛門殿より羽書散在方且松坂銀札散在減し方御考可被成旨被仰聞候事、
一、廿六日

寄合

出席之上及相談、先羽書散在方且松坂銀札減し方等一統相談之上凡山田内商売相応ニ致し羽書取引致し候者凡名前相印候処百人計別紙帳面ニ書取候事、

別紙帳面有之

右名前之者え月々式度三度ツ、拾両・五兩宛羽書差遣し松坂銀札と引替させ精々山田羽書通用為致候様、尤松坂札持合不申者は金子にて引替させ候ハ、溜羽書封切ニ相成可申、旁右名前帳を以御組頭中え御相談可申ニ相極メ申合候事、

一、廿八日

御組頭勤

與兵衛
宜三郎

罷出候処御取次江添猪輔殿御出合ニ付御前御機嫌相伺候上御用人中へ懸御目度旨申上候処、奥え御入之上西条季十郎殿御出合ニ付時候御伺申上候上、先日御願奉申上候御下ケ金之儀追々時節金子融通世話敷相成候間宜敷御相談被成下候て御差下ケ被成下度段申上候処、
季十郎殿今日は色々御用多取込居候間、相談之上追て是より沙汰可申候との御事、

一、御組頭行

與兵衛
宜三郎

志賀八郎右衛門殿御宅え罷出懸御目御勝手之様子申上候処、八郎右衛門殿よりも此節にては御役所ニも御貸下ケ之御用金無之由等内々色々御咄しニ付、尚又先日被申聞候松坂銀札月々引替之儀奥え及相談置申候、如何致し候もの哉、過半出来可申旨御咄ニ付、

月々式度ツ、宇仁田仁兵衛手代相廻し可申候、尤相對にては行届不申候間町々御呼出し被遊被仰渡候ハ、町々にて右名前之者え申渡ニ相成候、左候ハ、引替り可申奉存候旨申上候処、

八郎右衛門殿費用等相掛可申、右ハ如何可致哉御尋ニ付、右は聊之義當時溜羽書五歩利御引下ケ之義追々相溜り候ては入金他借等高利にて仕候、右を費用ニ入可申奉存候旨申上候処、

御組頭志賀八郎右衛門殿え罷出懸御目候上名前帳差出乍内分申談し候は、當時松坂銀札之方多散財致し候ニ付、當時溜り羽書を以月々式度ツ、五兩・拾兩宛松坂札と為引替松坂羽書は私共より引替ニ遣し候ハ、少しは散在ニ相成、松坂札も相減可申奉存候、如何御座候哉及相談候処、

八郎右衛門殿尤ニ被存候て、先帳面は預り置候、同役中へも可致相談候間、今暫下宿ニ被扣候様被仰聞一先引取、
一、無程八郎右衛門殿下宿え被参先刻之義同役え申談候処、至極尤ニ存候、右は銘々より相談相考候積にて奥え申上度候、左候ハ、御銘々は拝借之儀を御勝手御申出可被成候、兩様ニ相成候ハ、何れは取極り可申との事ニ付、
何分宜敷御願申上候旨申上候事、

十月

一、三日

御役所勤

與兵衛
宜三郎

当番與兵衛今日溜羽書御届申上候処、御取次三好八十二殿より松坂羽書引替無数相成申候、如何御座候哉御尋ニ付、
右は私共手廻り候分のみニ御座候、何れ近日御伺可申上候心得ニ御座候旨申上候事、

一、御勝手勤

兩人

右相整候ハ、拝借ニも及ひ不申哉御尋ニ付、
引替ニ相成溜羽書封切にて追々引替り候ハ、少々相溜り候共、右松坂え金子ニ引替候金子にて融通ニ相成、且又溜羽書も相減し可申候、左候ハ、此節強て拝借仕候ニも及ひ不申旨申上候処、

何れ相談之上沙汰可致候との御事、

一、六日

〔御役所勤〕
御組頭勤

與兵衛
宜三郎

今日御扶持方御札相済候上御広間にて御組頭志賀八郎右衛門殿より此頃中相談申候誤合奥えも申上、銘々も致相談候得共申居候のみにては兎角決着不申候間、書取被致被申出候様致し度候、長く相成候ても不苦候間、克相分り候様被書取銘々迄被差出候との御事ニ付引取、

一、右ニ付小林帰宅之上急寄合申候候事、

寄合

右出席之上相咄一統相談之上書取出来、左之通、

奉申上口上

溜羽書多相成私共引替金手支難洪仕候ニ付、先達てより御用金奉拝借度段御願奉申上候、右ニ付羽書散在宜敷相成候得は右此節御願奉申上候ニも不及申候様奉存私共愚案仕候ニは当時当地商人共羽書取引仕候処、松坂銀札之方多分ニ御座候ニ付、此節引替店宇仁田仁兵衛より町々商人共羽書取扱候向々え溜羽書を以て壱軒前五両或は拾兩宛為持遣し候て金子ニ引替松坂銀札所持仕候者は同様山田羽書ニ為引替相集り候、松坂銀札私共より松坂引替所え金子ニ引替ニ遣し候様月々兩三度宛引替候ハ、自然と松坂銀札相減山田羽書通用多く相成可申、其内溜羽書出来候とも右引替候金子にて取賄候故、此上溜羽書相増申間敷と奉存候、

一、溜羽書先達て両会合所河崎町魚問屋共え御貸附ニ相成候後以来御貸附出来不申様私共先達て御願奉申上候、此節溜羽書八千兩右之内式千式百兩両会合所河崎町魚問屋共え御貸附引残五千八百兩正味溜羽書ニ御座候得共、私共より引替金子差出し置候は八千兩ニ御座候、右之振合ニても溜り高多く相成居申候事ニ御座候得は、溜羽書貸附ニ相成候て羽書散在ニ相成候次第ニは無御座哉と奉存候、依之右貸附方返納ニ相成候得は溜り高式千式百兩相減候事ニ御座候故、右拝借人共返納仕候様被 仰附被下度御願奉申上度奉存候、併金高之儀ニ御座候得は御引上ケニ相成候ては拝借人共難洪仕可申、旁以此節之金子融通ニも相成不申、私共引

上候事、

一、七日夜

会合所より為八郎方え使を以御用御座候間、明朝罷出候様申参候事、

一、八日朝

会合所え為八郎罷出候処役人堤順助申聞候は、一昨六日会合老分中御召有之候、帯刀殿被相勤候町々も拾八町年寄老分壱人宛大湊神社同様御召ニ付昨七日罷出候処、御組頭岡村弥次右衛門殿・伊藤吉十郎殿・濱口庄左衛門殿御出合ニて被申聞候は、溜羽書之儀当時山田羽書式万式百兩之内一万兩も相溜り居候、全松坂羽書当所通用專取遣致し候故と被存候、当所羽書は御公儀之羽書ニて往々之処御役所ニても心配ニ存、別て羽書株之者も難洪ニ相成候程も難計候ニ付、当所羽書為散在町々ニて凡名前百人計書撰候、右え月々五六兩宛式度計ツ、引替店宇仁田仁兵衛手代山田羽書為持遣し引替候様取計申度候、町々致相談差支不申候ハ、為引替申度候、尤外ニ散在方了簡有之候ハ、可申出候との御事ニて、一兩日之内町々相談之上返事ニ可及候、尤町々当番中返答ニ罷出候ハ、費用も相掛候間年行事・町当番壱人宛罷出一兩日之内返答可申出候との御事ニて、今日羽書年行事も呼寄可申達候義ニ御座候得とも別ニ呼寄不申聞候間会合所より相達可申候との御事ニ御座候、御取締方は御相談御座候由被仰聞候、右之趣御年行

替金手支他借等仕候得共行届不申甚心痛仕候、何卒前段奉申上候通商人共取引仕候者え引替候様仕度奉存候、尤宇仁田仁兵衛より相對のみニては行届不申候故、何卒町々え被為 仰附被下置候て出精引替候様仕度御願奉申上候、以上
巴十月七日 羽書 取締役

一、七日 勝手へ申上候積、
御役所勤 與兵衛 宜三郎

早朝小林下宿之上御組頭志賀八郎右衛門殿へ罷出候処、最早御詰被成候ニ付弥次右衛門殿御宅え罷出懸御目申上候上、昨日御同役中より被仰聞候書取認候間御差図被下度段申上候処、御同人御覽之上昨日御引取之跡ニて相談取極り十二郷え俄ニ可申渡ニ相成候ニ付、今日十二郷年寄夫々会合老分之内呼寄候ニ付、右ニも不及申候、乍然此書取預り置候、何れ今日十二郷え申渡返事之向ニて式三日之内可及沙汰候との御事ニ付引取、

一、今朝御目附前田丈吉殿御廻りニ付途中ニて内分御組頭より御聞被成候由ニて御咄しニ付宜三郎よりも凡御内分申上、是迄も可申上処御組頭中より御内分被仰聞候義ニ付不申上候旨申

事へ御披露可被成候との事、

一、十日夜

会合所より為八郎方え使を以御用御座候間只今罷出候様申参、即刻為八郎罷出候処役人堤順助申聞候は、上三郷当番中より御差紙言伝り被参候、此方も披露可致候間写差進候、御披露之上御取計可被成候との事、左之通、
達候儀有之間、明十一日四時可被罷出候、

十月十日 番所印 山田 三方中 羽書 年行事中 同 取締役中 猶以溜羽書散在方之儀ニ付取締役ハ先日より之手続相心得候方可被出候、

一、明十一日三方中より被致持参候請書写、左之通、
御達之儀御座候間、明十一日四時参上仕候様被仰下承知仕候、已上

十月十日 羽書 取締役 同 山田 年行事 三方 御番所 御役人衆中

尚以溜羽書散在方之儀ニ付取締役ハ先日より之手續心得候者參上仕候様被仰下承知仕候、已上

右年行事・取締役披露之上当番極置候事、

一、十一日天気

御役所勤

当番 堤 刑 部

同 幸田源内

惣代 永野與兵衛

御召ニ付各時服麻上下

古森宜三郎

御番所へ罷出候処御組頭岡村弥次右衛門殿・伊藤吉十郎殿御詰合ニ付御召ニ付罷出候段申上候処、後刻申入候間致下宿候様被仰聞取締役御用有之由ニテ三方・年行事引取候上被仰聞候は、去ル七日三方老分町々拾二郷年寄老分呼寄申聞候処、町々相談之上尚又町々ニテ差加今五拾人程相見え百五拾七人ニ相成候、尤月々式度宛ニテ行届不申河崎町米問屋・魚問屋向は毎月晦日ニ掛先取集候由ニテ三度宛上旬は二日・三日頃中旬は十日過下旬は廿四日・廿五日頃ニ引替申度由申出候、大湊は町内へ百・式百両ニテも相預り置申度由ニ付引替金子有之候哉相尋候処、借置候旨申出候ニ付呵置候、尤大湊是と申名前も無之由ニテ町内ニテ引替可申由神社は四人程有之由ニ付是等も地下ニテ三拾兩計引替候旨申出候、右ニテ差支不申哉三度ニテは費用も相掛り候、如何有之哉御尋ニ付、費用之儀は聊之義ニ御座候故度々ニ相成候程余慶相替り宜敷御座候旨申上候処、

左候ハ、後刻三役え可申渡候間、暫致下宿候様被 仰聞一先引取、

一、九ツ時過

三役罷出候様御使參 御番所之三役罷出候御組頭岡村弥次右衛門殿・伊藤吉十郎殿より被仰聞候は、去ル七日十二郷年寄呼寄申聞候処一昨九日年行事町当番より申出候は月々式度ツ、ニテは行届不申候間、三度ツ、ニ致し申度旨申出、尚又名前之処も五拾人計も町々ニテ差加へ候、則帳面貸渡候年行事・町当番呼寄可申入候之処右三役相談之上程能被申入候、別ニ年行事町呼寄不申候との御事ニテ帳面御渡被成候事、右相済下宿之上刑部殿と申談候処、刑部殿会合披露之上御沙汰可申候との事、

一、御番所ニテ伊藤吉十郎殿内分ニテ被仰聞候は、先達て御勝手之書面を以被願出候御用金拝借之儀、溜羽書散在方右様取極り候事故先此度申下ケ可被致候、内々申入候との御事、

一、右ニ付

御勝手勤

永野與兵衛

古森宜三郎

御中ノ口え罷出候御用人西条季十郎殿御出合ニ付御機嫌相伺候上、此度溜羽書散在方被仰付候、右暫仕見可申候、右ニ付先達て御願奉申上候御金拝借之儀此節之処相見合可申候間、先達て差上置申候書面御下ケ被成下度、尤羽書散在方之

振ニ寄御願奉申上候、宜御相談被成下先此度は御願下ケ仕候段申上候処、

奥へ御入之上右御同人御出合被成、先達て差上候拝借之書面御下ケ被成下候事、

一、年行事当番・取締役当番ニテ帰宅之上宇仁田久平呼寄内分為心得相咄し置候事、

但し、去ル三日ニも取締役ニテ午内分久平え相咄し置有之候事、

一、十二日

会合所より下役吉田兵八郎を以為八郎方え明十三日御両役え御談御座候間、昼後御越可被下旨申参り候事、

一、十三日

会合所勤

幸田源内

三日市与三大夫

永野與兵衛

古森宜三郎

罷出候処三方出席

福嶋伊豆

三日市帯刀

福嶋豊後

罷出相談町々達し之儀は会合所より明十四日年行事呼寄可申入、尤当月初て之儀ニ付来ル十七日より引替相始申度旨町々

え申渡可申、宇仁田仁兵衛儀内分之處被仰入候て相心得居候ハ、別ニ会合より申達し候ニも不及、尚又御取締方より御申入可被成候、大湊之義日取申出引替相知候ハ、御通し可申候、御役所勤之儀三役ニテ明後十五日五ツ時より相勤可申候、下宿ニテ尚又可申談旨申合候事、

一、十五日

御役所勤

堤 刑 部

幸田源内

永野與兵衛

古森宜三郎

御番所之三役罷出候御組頭岡村弥次右衛門殿・伊藤吉十郎殿御出合ニ付申上候は、去ル十一日被仰渡候羽書引替之儀三役相談之上昨十四日年行事町え申入当月十七日引替相始可申候、大湊町之儀は申出候上可申上旨申上候処、暫差扣可申様被仰聞御玄関え差扣居申候処無程 御番所より御呼出しニテ承置可申候との御事ニテ引取、

但し、去ル十一日御預り申上候町々より差出候名前帳吉十郎殿え差上候事、

一、下宿ニテ申談候は大湊町引替申出候ハ、御番所え申上候義亦々三役ニテ可申上哉如何致し可申もの哉致相談候処、刑部殿一統え相談致し置可申候との事ニ付、尚又来ル十七日より引替ニ付宇仁田へ達し方御相談可被下旨刑部殿え申入置候事、

一、十六日

会合所より為八郎呼ニ参罷出候処、役人堤順助申聞候は昨日小林にて当番中へ被仰聞候、大湊町内より引替定日申出候ハ、三役にて申上候ニ不及、会合序之節可申上候、尚又宇仁田仁兵衛方え来ル十七日より引替相始候ニ付達し之儀御兩役之上にて御達し可被下候との事、

右年行事・取締役披露之上、宇仁田仁兵衛え為八郎を以達し置候事、

一、十七日

今日中嶋町より引替相始候ニ付、宇仁田仁兵衛手代兩人罷出中嶋町え相届候上、名前之者夫々え引替ニ罷出候事、

但し、右松坂札并金替別紙名前帳扣有之候ニ付略之、

一、廿四日

会合所より為八郎方え使を以御用御座候間只今罷出候様申参候ニ付即刻罷出候処役人堤順助申聞候は、大湊町より羽書引替之儀申出候名前帳差出申候、都合五拾四軒程有之候、来月より三度ツ、引替させ可申旨申出候、尤定日取究候義も難出来候間会所え向ケ被参候様申出候、右は先日御相談致し置候ニ付、今日 御役所え当番中被申上候、此段御披露可被成候との事、

右披露之上宇仁田仁兵衛方えも申入置候事、但し名前帳別紙ニ有之、

一、廿六日

御役所勤

永野與兵衛
古森宜三郎

今日魚間屋返金御届申上候序有之候ニ付、昨日迄引替候名前書写御玄関にて御組頭濱口庄左衛門殿え差上候事、

一、右同様写御目附檉坂軍平殿え古森宜三郎罷出差上候事、

一、下宿え御目附濱口半次郎殿御越被成候て、内宮領之内相応ニ致し候者も有之候、如何致し可申もの哉御尋ニ付、

御相談之上宜敷御執計被下度旨申上候処

半次郎殿外宮領のみにては何と歎不宜候様ニも被申聞候ニ付、

御勘考之上猶宜敷御頼申上候旨申上候事、

十一月

一、羽書引替之儀与四兵衛老人にて相廻り可申旨仁兵衛より為八郎迄申聞候事、

一、三日

御役所勤

恵川半九郎

溜羽書御届申上候序、先月廿六日より晦日迄之写引替名前帳御玄関にて御組頭濱口庄左衛門殿え差上候事、

但し、右扣別紙ニ有之候、

一、今日御目附檉坂軍平殿えも同様写差上町々にて達し方不行届向も有之候分町々にて今一応御相談之上乍内分町々町代え向

ケ被仰下候旨仕度候段申上候処、

軍平殿仲間共相談致し置可申候との御事、

十二月

一、三日

御役所勤

永野與兵衛

今日溜羽書御届申上候序、十一月中引替羽書例之通御玄関にて御組頭濱口庄左衛門殿え写差上候事、

一、御目附方えも差上申候事、

但し、扣別紙帳面ニ有之候事、

一、当月は下旬之廻り相休可申旨宇仁田仁兵衛より申出候ニ付、相談之上時節柄何れも世話敷候事故相廻り不申旨聞置候事、

但し、別ニ何れも不申候事、

文保五甲午年正月

一、十五日

永野與兵衛

今日溜羽書勘定帳差上候ニ付三役罷出候序、十二月分引替羽書名前帳并松坂へ差遣し候高書切紙へ相認、御玄関にて御組頭濱口庄左衛門殿え差上候事、

一、御目附濱口半次郎殿御留主宅えも罷出帳面上置候事、

一、二月三日

御役所勤

永野與兵衛

今日溜り羽書御届之序、正月分松坂羽書引替名前附并松坂え差遣し候高書面にて御組頭志賀八郎右衛門殿え差上候事、

但し先月溜り羽書封切四百両ニ付引替高御尋被成候ニ付正

月分式千兩程相溜り申候、右を不残引替候故、正月分溜り

羽書無数候旨申上候事、

一、御目附檉坂軍平殿え右同断正月分松坂羽書引替名前附写差上候事、

但し、月々三日ニ差上候儀ニ付以来七日略之別紙申上候帳

面扣有之候事、

天保八丁酉年正月下旬より如何致し候哉、松坂札山田内一統氣

受不宜候ニ付、俄ニ銘々勝手ニ松坂へ直ニ引替ニ差遣通用不致候

様相成候、依之月々引替相止メ候事、

但し、二月二日溜り羽書御届申上候節夫々え申上置候事、

(4-1-A7-23)

十一、「天保七年十月 御備羽書式千両之内金子ニ引替上納覚書
天保八年二月 溜羽書之内金子と御入替御願申上候処千両程御
入替被成下候覚書」

(表紙)

天保七丙申年十月
御備羽書式千両之内千両金子ニ
引替上納覚書
同八丁酉年二月
溜羽書之内金子と御入替御願申上
候処千両程御入替被成下候覚書

天保七丙申年十月
一、十六日

今日豊田頼母田地用有之 御役所へ罷出候処、御玄闕より御
差紙言伝り罷参候、左之通、

三方当番 忝人
羽書年行事 忝人
同 取締役 忝人

右明十七日五時可罷出事、
右夜五ツ時過頼母方より相達し候ニ付、直ニ会合所え為八郎

村松藤大夫
豊田頼母
喜多隼人
古森善右衛門
恵川半九郎
村井與四郎
永野與兵衛

右相談之上御備羽書は 御役所御用金同様ニ付、右羽書ニて
は否申上候義不及別て思召之処当所之ため難有儀定て羽書を
以御買入被遊候義と奉存候、明日三役御答御受可申上ニ取究
候処へ栄蔵寄合之席え申出候は、只今御会合より御使参罷出
候処下役下田利兵衛申聞候は今日御三役御引取之上平大夫御
広間へ罷出、庄左衛門殿え御伺申上候処、庄左衛門殿被仰聞
候は式千両之羽書其俣ニて致引宛ニ金子千両差出し可申候儀
申入候、若右式千両之羽書を取解致両替候ハねは金千両難出
来候哉、右之段申入候、勘弁之上返答可申出旨申入候儀ニ有
之候と被仰聞候、依之大金之義ニ付御日延ニても御願被成候
哉、左候ハ、当番中老分之内可申入候、今一応否可被仰聞候
との事、

右披露之上致相談為八郎を以会合所え申入候は、今日被仰
渡候義米穀高直ニ付 御奉行所御心配ニて来春之御手当ニ
米御買入ニ付千五百両は 御役所ニて御手当有之候、残千

より相達し、年行事・取締役披露之上当番取究置候事、
一、十七日
御役所勤 当番 幸田 源内

村井與四郎
下宿迄
恵川半九郎

下宿之上三役相揃 御玄闕へ罷出候処中根為右衛門殿御詰合
有之、御召ニ付罷出候段申上候処與え御入之上御鎗之間え

関 亮右衛門殿
斎藤甚右衛門殿
三嶋勝兵衛殿
濱口庄左衛門殿

御立合ニて被 仰渡候は、此節追々米穀高直ニ付来春之処如
何有之候哉 奉行所ニも心勞被致候、右ニ付為手当三千兩計
之米買入積置申度候ニ付千五百兩計は御用金ニて致手当候、
残千兩余之処は三役ニて可致勘弁候、尤御備羽書之内ニて千
兩余融通相附可申、右より外ニ手当無之全御用金ニて積置候
を米ニて積置可申候義相考返答可申、大金之事故今日退答も
難出来候ハ、明十八日可申出候との御事ニ付、

三役思召之処難有儀ニ奉存候、一統え申聞相談之上明十八
日可奉申上旨申上引取、
右ニ付帰宅之上直ニ急寄合申触候事、
善右衛門方ニて寄合 幸田 源内

兩余之処御備羽書ニて御取計可被遊旨被仰渡候、右羽書は
御用金同様ニ御座候、思召通りニ御請申上候義ニ取計可申
候、右ニ付明十八日御請三役ニて相勤候様可仕例刻御当番
御勤可被下旨申入候処、

役人深井平大夫先刻御同苗え申入候、当方当番中聞取候と御
兩役御聞取之処致相違候ニ付、乍内分御広間ニて御組頭庄左
衛門殿え承り候処、式千両之羽書其俣差置右引宛ニ致し候て
千両之金子手当致し候様被申渡候、尚右羽書取解兩替致し候
ハねは金子難出来候哉、其処勘弁之上可申出旨被申入候義と
被仰聞候、

右ニ付大金之儀故御日延ニても御願被成候もの哉、明日御相
談被成候ハ、老分之内え当番可申入哉、此段御尋申候、御相
談も無之御受計ニ候ハ、岩測修理相勤可申候との事ニ付、
為八郎先明日は羽書ニて差上申候、御請計被申上候積ニ御
座候、其上金子ニて差出候様被仰達候ハ、其上之御相談ニ
相成候様可被成旨申入時刻申合候て引取候事、

右帰宅之上為八郎より承り、尚年行事・取締役致相談明十八
日早朝御組頭濱口庄左衛門殿之内々半九郎罷出^(巨)御伺申
上候方可然ニ付、当番并下宿迄々々罷出候積申合退席、

一、十八日
御役所勤 村松藤大夫
喜多隼人
古森善右衛門

惠川半九郎
村井与四郎

朝六ツ時罷出候上半九郎老入御組頭濱口庄左衛門殿之罷出、昨日御達し被遊候義申上、尚思召臣細之儀御伺申上候処

庄左衛門殿被仰聞候は、此節米穀高直ニ付 御奉行所ニも御心配被成夫々下直ニ御救ひ壳被遊候得とも行届不申候、来春之処愈御心配被遊候ニ付式千五百兩計之処米御買入被遊当所之ためニ備置被申度由、右ニ付千五百兩計之処は御用金表ニて被致手当候、残千兩之処御備羽書手当ニ有之候、右は其俣致引宛ニ金子千兩三役ニて被致勘弁手当可被申候、乍然時節柄ニて式千兩之内千兩取捌候て致兩替候ハねは千兩之金子出来不申哉、右之処返答可被致候、十日之日限ニも無之全ク返答承り候義ニ候間、羽書は其俣ニて引宛ニ致し金子差出可申哉、亦は右羽書千兩致兩替候ハねは金子手当出来不申候哉、其段返事可被致候旨被仰聞候事、尚又御咄し被遊候は御備式千兩は手を附申義は難出来ものニ有之候旨被仰聞候事、右之趣、年行事・取締役之相咄し相談之上御表之御請ニ罷出候事、

一、十八日 岩淵修理
御役所勤 当番 喜多隼人

御玄関之罷出候処御組頭濱口庄左衛門殿御詰合ニ付、昨十七

一、同夜為八郎を以 会合所之申入候は、今日外御用有之取締役罷出候処関亮右衛門殿・中嶋常太郎殿御立合ニて被 仰聞候は、先達て三役之申入候千兩之金子来ル十日迄ニ被差出候羽書は開封致し可相渡候旨先達て之続ニ付金子之処も御相談可被下旨申入候処、

役人河村勘兵衛申聞候は、明日は被致会合候間披露之上可申旨申聞候事、
一、六日七ツ過

会合所より使を以為八郎方之御用御座候間罷出候様申参即刻罷出候処役人代河村勘兵衛申聞候は、昨夜被仰聞候来ル十日迄ニ千兩取揃持参之儀今日会合之上被致相談候処寒氣之御御出役申上候も不宜候間羽書千兩会合より持参可申候、尤十日迄と有之候間八日・九日迄ニ会合所より差上可申候、尚明七日外御用も有之候間当番中被出候事故尚相伺被申候、尤金子と入替之儀は会合ニて勘弁相附不申候、右御取締役ニて御勘考可被下候との事ニ付、

為八郎右羽書御持参之義は御会合所より御持参被下候哉之段申入候処、
勘兵衛会合之御預り申上候事故会合所より持参可申候との事、
右年行事・取締役之致披露候事、

一、同日

日三役之被仰渡候義御受ニ罷出候段申上候処、奥之御入之上御取次三嶋勝兵衛殿御出合ニ付三役申上候は、昨十七日三役之被仰渡候、此節御備羽書為引宛金子千兩手当仕候様被仰渡候ニ付一統相談仕候処、時節柄之事故御備羽書御開封ニて御下ケ被遊候ハ、金子差上可申旨御受申上候処、右御同人奥之御入之上無程御出合被成、承置追て致沙汰可申候との御事、

(余白)
十二月

一、今日上納有之候ニ付、

御役所勤 永野與兵衛
上納御用相濟候上御用人関亮右衛門殿御鎗之間より御招ニ付罷出候処、

御用人 関 亮右衛門殿
御給人 中嶋常太郎殿

被仰渡候は、先達て申入候千兩之金子昨日惠川半九郎殿被出候ニ付申入候、此節御入用有之候間来ル十日迄ニ取揃被差出候、此段申入候との御事ニ付、

與兵衛奉畏候、時節柄之事故差入り候得共一統之申聞御答申上候様申上引取、

右帰宅之上取締役一統之致披露候之処、先達て之続も有之候間会合所之申入、尚年行事之致披露候事、

御役所御勝手勤 惠川半九郎

外御用も有之候ニ付御中ノ口之罷出候御取次細矢忠兵衛殿御出合ニ付昨五日上納ニ付同席共御表之罷出候御用人亮右衛門殿より被仰渡候は、先達て三役之被仰附候千兩程上納之儀ニ付来ル十日ニ相納候様被仰渡候、右は会合所ニ御預り申上候義ニ御座候得は、私共一役ニて取ニ参り候儀も心配仕候、殊御封印も御座候得は一応三方中へ御沙汰可被成下様申上候処、尤ニ存候、今日亮右衛門廻リニ致出役候ニ付不相分候得共篤と相談返答可申様被仰聞、奥之御入之上御用人斎藤甚右衛門殿御出合被成被仰聞候は、先刻忠兵衛之申聞候義至極尤ニ存候、来ル十日迄ニ金子取揃持参ニ付御備羽書相渡可申義、右は明後八日ニ致出役開封ニて可相渡候との御事ニ付、
半九郎申上候は、御出役御時刻之儀は裏判同様御越被遊被下候哉之段申上候処、

甚右衛門殿開封のみ之事故、早ク罷出候ニも不及旨被 仰渡候御事、

一、同日 半九郎

御組頭岡村弥次右衛門殿之罷出、御伺申上候は昨五日上納ニ付同役罷上り候御用人亮右衛門様・常太郎様より此節御入用取極候間、先達て申渡候金子千兩来ル十日迄ニ相納候様被仰下候ニ付今御勝手ニて御伺申上候処、斎藤様より来ル八日ニ会合所之致出役羽書千兩相渡可申間、引替金子相納候様被

仰渡候、右は定て御相談も御座候義と奉存候ニ付今一応御伺可申上候旨申上候処、

弥次右衛門殿全体奥計相談有之、昨日も被申渡候跡にて被申聞、甚銘々ニても如何ニ存候、乍去御表にて被仰渡候事故致方も無之、尚会合所よりは先去より追々伊豆罷出溜羽書有之間拜借願出候、善右衛門殿ニ承り候ハ、溜羽書無之旨被申候、双方不相分候との御事ニ付、

半九郎申上候は、両三ヶ月之処は溜羽書も一切無之候、会合所之上ニては月々千弍百両之書上候書面にて有物と奉存候得とも、右は千両会合所之御貸附ニ相成弍百両ハ内宮会合所之御貸附之分ニて、羽書は無之候得共私共より金子は引替店之貸渡ニ相成候、其引当羽書を御貸出にて散在ニ相成候得とも金子は差出有之候、依之羽書無之有物ニは相成候、其所会合所ニては訳合篤と得得不仕候と奉存候段申上候処、

弥次右衛門殿相分り候、右羽書之儀は同席ニても篤と不存候、旁心配ニ存し候との御事ニ付、

半九郎申上候は、右御備羽書弍千両有之候ては乍憚当時之会合ニて私共ニても心配仕候可相成は右不残、御役所之御引上ケニ相成、千両は私共之御渡被下千両は、御役所之相納り候ハ、安心仕候旨申上候処、

弥次右衛門殿致承知候、左候ハ、明後八日不残引上ケ千両は三役之相渡来ル十日金子にて上納可被致、千両は、御金

候処、

勘兵衛千両は此節御入用之由、千両は御役所之御仕舞置ニ相成候様承り候との事、

右年行事・取締役当番極メ置候事、

一、八日

御役所勤

喜多隼人

惠川半九郎

御玄関之罷出候処御番頭前田又六殿御詰合ニ付今日御用御座候旨昨日会合所之被仰下候ニ付罷出候段申上候処、奥之御入之上右御同人後刻沙汰可致候間暫致下宿候様被仰聞候ニ付一先引取、

一、御役所より御使にて御広間之罷出候様申参り候ニ付、直ニ隼人

半九郎

御玄関之相詰候処、前田又六殿御詰合にて奥之御入被成差扣居候処無程御鎗之間より御招ニ付罷出候処、

御用人

関亮右衛門殿

御用人

斎藤甚右衛門殿

御給人

中嶋常太郎殿

御組頭

濱口庄左衛門殿

御立合にて羽書千両御渡被遊候ニ付受取請書之儀役名にて差上可申哉御伺申上候処、庄左衛門殿・半九郎殿当番にて致印形後刻被差出候様被仰聞候、尚又御用人関亮右衛門殿明後十

藏之仕舞置可申候、何れ明日御番所にて相談可申候との御事ニ付、

半九郎明七日罷上り候義も有之候間明日相伺可申旨申上引取、

一、七日

御役所勤

惠川半九郎

今日地頭用ニ付豊田頼母・喜多隼人・古森善右衛門・惠川半九郎右四人、御中ノ口之罷出候処途中にて御組頭岡村弥次右衛門殿之御出合申上候処内々半九郎之被仰聞候は、昨日御内談申入候通今日三方当番之被申渡候積ニ有之候、左様御心得可被成候との御事、

一、七日夜

会合所より浦井民右衛門を以御用有之候間罷出候様為八郎方之申参候事、

一、今日小林之罷出帰宅之上夜五ツ時過為八郎会合所之罷出候処、役人河村勘兵衛申聞候は今日当番中、御役所之罷出候書差返し可申旨被仰渡候、尚年行事・取締役老入宛明八日五ツ時被罷出候様御達し御座候間、五ツ時御両役御老入宛御出可被成旨被申候事、

右ニ付為八郎より弍千両御持参ニ相成候は如何御座候哉、取締役去ル五日千両と承り申候御内分御聞セ被下候旨申入

日金子被差出候様被仰下候ニ付御受申上引取、

一、下宿之上請書左之通、

奉預り一札

一、羽書千両也

右樋ニ奉預り候処実正也、

来ル十日金子にて可奉上納候、

依一札如件、

羽書取締役当番

丙申

十二月八日 惠川半九郎印

宛無之

右持参にて半九郎老入、御玄関之罷出候処、御組頭濱口庄左衛門殿御出合ニ付受書差出宜敷御願申上候段申上候処、御同人預り置可申候との御事、

一、九日

寄合

善右衛門

与四兵衛

半九郎

與四郎

與兵衛

一、十日 右は明十日上納金子取揃夫々包封印致し土蔵之納置候事、古森善右衛門

御役所勤

金子千両上納

伊藤与四兵衛

惠川半九郎

永野與兵衛

金子持参にて小林下宿之上直ニ善右衛門 御玄闕え罷出候処
御組頭濱口庄左衛門殿御詰合ニ付、一昨日被仰下候金子千両
持参仕候ニ付、只今持参可仕哉御伺申上候処直ニ持参被致候
様被仰下候ニ付下宿之上金子持参、

善右衛門

半九郎

與兵衛

御玄闕え罷出候処濱口庄左衛門殿御詰合ニ付持参仕候段申上
候処、奥え御入之上無程御鎗之間え

御用人 関亮右衛門殿

同 斎藤甚右衛門殿

御給人 中嶋常太郎殿

同 細矢忠兵衛殿

御組頭 濱口庄左衛門殿

時節柄心配ニ可有之候、早速致調達候旨被仰下御請取被成候
上半九郎より一昨八日差上候仮受取御下ケ被成下候事、

一、右ニ付千両之羽書封切・封印は為八郎を以会合所え差返し申
候事、

(余白)

天保八丁酉年二月

相談旧冬より世柄不資格外之困窮ニ付不参 宮人旁当月ニ至
り溜羽書俄ニ出来千七・八百両程出来仕時節柄にて金子融通ニ
差入り候ニ付千両計も羽書と御入替御願申上候様仕度、依之
近日御金方え申上御堅慮御伺申上候上御勝手え可申上ニ取極
メ候事、

一、廿六日

御役所勤

古森善右衛門

惠川半九郎

御玄闕え罷出候処前田又六殿御詰合ニ付御金方え懸御目度段
申上候処奥え御入之上御組頭岡村弥次右衛門殿御出合ニ付申
上候は、旧冬より羽書散在宜御座候処世柄不参候ニ付一体ニ
差語り居候て金子融通ニ差入り候、然ル処世柄故敷当月上旬
より溜り羽書追々相溜り候て式千両計出来仕候、全山田内ニ
貯不申少々ツ、ニても差出し候のみと奉存候、不参 宮人旁
ニて相溜り候義融通附兼候ニ付何卒千両計も御下ケ金被成下
羽書と御入替御願申上度当座之処融通方一統心配仕候段申上
候処、

弥次右衛門殿被仰聞候は此世柄にては尤ニ存候、旧冬も米
御買入ニ付御金之処銘々え 御奉行所より御尋被遊候ニ付
御手当米千八百俵計も有之、別ニ御備米及び不申候様存候
て御備金別ニ無御座旨御答申上候、夫故御前方え被申候て

千五百俵御用意被遊候、右米今以其俵ニ御備有之候、右壳
払候ハ、是迄之通り羽書と御入替ニ相成候分ニ有之候、外
ニ御金も有之候得共霜月ニ至御入用之金子にて其節早速相
弁候ハ、千両計入替置候ても宜敷候旨被仰下候ニ付、

難有奉存候、御内慮御伺申上御勝手え御願申上度奉存候、
既此間は大坂表大變ニ付何れ当地え相障り弥相語り世柄悪敷
ニ付融通六ヶ敷可相成一統心勞仕候、何分当時之処差入り居
候、御用之節は何時ニても上納可仕候間御願申上度段申上候
処、

弥次右衛門殿御勝手え被申上候哉之旨被仰聞候ニ付、直ニ
御勝手え御願申上候段申上候処、

御勝手勤

善右衛門

半九郎

御中ノ口え罷出中番え御用人中え懸御目申度旨申入候処御
用人関亮右衛門殿御出合ニ付申上候は、是迄羽書散在宜敷御
座候処稀之困窮世柄ニ付一体差語り金子融通方六ヶ敷相成
候処、当月ニ至当地之分羽書相溜り引替候借り入金ニ差語り
候、全世柄不参 宮人故之義と奉存候、当時之処金子融
通ニ差入り一統心勞仕候間此節之処金子千両計も羽書と御入
替被成下御下ケ金御願申上度旨申上候処、 亮右衛門殿当時
一般困窮之世柄ニ付尤ニ被存候得とも、相談之上ならては返

答も難出来暫相待候様被仰下奥え御入之上無程右御同人御出
合被成 日向守え申聞候処被聞届候、未夕米ハ壳払不申故別
金を以千両程羽書と入替置可申候、尤入用之節は上納可被致
候との御事ニ付、

難有奉存候、御入用之節は可奉上納候、明廿七日は御用日
之御事故明後廿八日羽書千両持参可仕候、宜敷御願申上候
段申上、尚三方・年行事えは私共より申入候様可仕旨申上
引取、

右ニ付尚又兩人 御玄闕え罷出竹本歌十郎殿え懸御目候上御
勝手之趣申上御聞濟被為成下難有奉存御礼申上、尚明廿七日
は御用日之御事故、明後廿八日羽書千両持参可仕宜敷御願申
上、三方・年行事えは私共より申達し置候旨申上候て引取、
右ニ付帰宅之上急寄合致し一同え相咄し前例取調子証文等
夫々印形致し明後廿八日御用所え取集候積申合置候、

一、廿七日

会合所え為八郎を以申入候は、当月上旬より溜羽書追々出来
仕、千七八百両も俄ニ相溜候処時節柄にて引替金ニ手支候ニ付
旁昨廿六日 御役所え御願申上候処金千両程御入替ニ相成、
明廿八日羽書持参可仕候、尤当月相溜り候分にて店封之事故
取締役一役封ニ致し差上候儀ニ御座候、此段為御心得申上候
旨申入候処 役人堤順助入御念候義致被露置可申候との事、
一、年行事中えも右同様為八郎を以申達し置候事、

一、廿八日

寄合

朝之間羽書取集仲間封・店封等取調子、老分三人千両之羽書致封印候事、

但し、証文言左之通、

奉請取候御金之事

一、金千両也

右は此度羽書御座候ニ付金子と御入替被為成下候段御願奉申上候処前書之御金被遊御下ケ慥ニ奉請取候、則羽書千両奉差上候、若御金御用之節は何時ニても羽書御下ケ被遊次第金子と引替可奉差上候、依証文奉差上候処如件、

羽書取締役

永野與兵衛印

天保八丁酉年二月

村井与四郎印

野村太次兵衛印

恵川半九郎印

伊藤与四兵衛印

古森善右衛門印

御奉行所様

右用意致し直ニ

御役所勤

善右衛門

羽書持参

半九郎

與兵衛

小林下宿之上善右衛門・半九郎 御中ノ口え罷出候処御給人中嶋常太郎殿御出合ニ付御前御機嫌相伺候上二昨日は御下ケ金御間濟被成下難有奉存候、羽書持参仕候段申上候処奥え御入之上右御同人御出合被成直ニ御表え持参致し候様被仰下候ニ付引取、直ニ

御表勤

三人

御玄関え罷出候処中根為右衛門殿御詰合ニ付一昨日御願申上金子御下ケ被成下候ニ付羽書持参仕候段申上候処、奥え御入之上御取次中嶋常太郎殿御出合ニ付右同様申上候処、是又奥え御入ニ付御鎗之間え羽書千両差出御広間ニ差扣居候処無程御鎗之間より御招ニ付罷出候処、

御用人

関亮右衛門殿

御給人

中嶋常太郎殿

御組頭

岡村弥次右衛門殿

内田武左衛門殿

御立合ニて金千両御渡被下候ニ付証文差上、尚羽書差上候処預り置可申候との御事ニて引取、

但、羽書袋封印之儀御尋御座候ニ付申上候は、私共封印仕候段申上不苦候間御開封被成候旨申上候処、此俣差置候段我等も安心ニ御座候由、弥次右衛門殿被仰聞候御事、

右相濟候ニ付直ニ

御勝手勤

善右衛門

半九郎

御中ノ口え罷出候処中嶋常太郎殿御出合ニ付御礼申上候事、

一、御組頭夫々御自宅え罷出御礼申上候事、

但し、羽書集高

三百両 古森

式百両 野村

式百両 恵川

三百両 永野

右之趣宇仁田仁兵衛方えも相達し置候事、

三月

一、三日

節供御礼序

古森善右衛門

恵川半九郎

御用人関亮右衛門殿此頃中御苦勞相掛ケ御取合被下無滞相濟候、為御礼

砂糖 壹折

右両人名前

包のし添

右亮右衛門殿御長屋え罷出差上候事、

一、御組頭岡村弥次右衛門殿・伊藤謙左衛門殿・濱口庄左衛門殿・

内田武左衛門殿右四軒え

交魚三種宛

善右衛門

半九郎

十二、〔天保八年十月 柴田日向守様御代御金拝借覚書〕

右夫々御自宅え為八郎を以御礼申上差上候事、

(4-1-A7-25)

(表紙)

天保八丁酉年十月
柴田日向守様御代
御金拝借覚書

天保八丁酉年十月

一、十九日

御組方勤

古森善右衛門

御組頭岡村弥次右衛門殿御宅え罷出申上候は、当春以来稀之困窮ニ付私共上ニても金子融通六ケ敷御座候、当時溜り羽書は格別ニも相溜り不申散在は宜候得とも、春中より此節迄壹万式千両計金子差出候向帳面を以入御覽候処、

弥次右衛門殿御一覽之上大金ニ相成可申候との御事ニて

御役所ニても春中より救ひ米等ニては彼是四五千両之出方行違ニ相成候段御咄ニ付、

此節より追々羽書等も相溜り可申と奉存候ニ付、何卒式千両

計拝借御願申上度御堅慮被成下度、私共上にては夫々世話先
え金子差出候のみにて一切返金等無之受取不申候、御勘考之
上御差図被成下度段申上候処、

一、 弥次右衛門殿同席え可致相談候との御事ニ付、
下宿仕候間宜御堅慮被成下度段申上置引取、

一、 八ツ時過

御番所より御使にて勝手え向ケ罷出候様被仰下候ニ付直様御
番所御勝手え罷出候処、弥次右衛門殿被仰下候は、今朝被申
候儀右帳面を以溜羽書之儀ニ付ては何程有之候共役前之義ニ
候得は羽書之儀にて被申候ては不宜候、稀之困窮にて不融通
之儀尤ニ存候、先御勝手え被相歎候て奥より出候ハ、銘々之
上にて取合可申候、今日ニも御勝手え被出候哉之段御尋ニ付、
難有奉存候、仲間共一統相談仕他日罷上り書取を以御歎可
申上候間宜御願申上候段申上候処、

弥次右衛門殿昨今年之年柄にて不融通之旨を以被歎候方可然
存候との御事にて帳面御返し被遊候、彼是手間取候段被仰下
候御事、

一、 小林帰宅之上致披露明廿日朝之間ニ寄合可申旨取極置候事、

一、 廿日

善右衛門方にて寄合

出席之上昨日弥次右衛門殿え申上被仰下候義致相談書取出
来、左之通、

奉願上口上

一、 昨申年より当年ニ至世柄不宜世上一統稀之困窮ニ付、無
抛御歎奉申上候儀は一両箇所仕法立ニ付貸附置候金子等

御座候処、口々返済無之其上金子差出方多分御座候て難
洪至極仕、此節ニ至不融通手当等ニ差詰心痛奉存候故、

乍恐此度御金拝借之儀御願奉申上候、何卒 御尊慮被為

成下御憐愍之御取扱を以御聞濟被為成下候ハ、難有仕

合奉存候、依此段御願奉申上候、以上

西十月 羽書 取締役

右明廿一日御勝手え罷出候義取極候事、

一、 廿一日

古森善右衛門

御役所勤

惠川半九郎

永野與兵衛

御中ノ口え罷出御用人関亮右衛門殿え懸御目度段申入候処、

亮右衛門殿御出合ニ付時候御機嫌相伺候上申上候は、私共御

願ニ罷上り候義は昨今年之困窮ニ付口々世話先よりは当春以

来金子受取不申候上、此節迄ニ色々差出候口々多尚又溜羽書

引替金計ニても正月より此節迄ニ壹万式千両余も差出し候、

旁冬分融通相附不申差詰申候、全夫々世話先より受取候ハ、

右を以羽書引替金等え融通相附可申処打続年柄にて私共上ニ

ては不覚難洪仕候、依之何卒此節千五百両計拝借御願申上度

段申上書取差上御願申上候処、

亮右衛門殿羽書方ニも左様之儀有之候哉之段被 仰下候ニ
付、

御改正後四拾九年計ニ相成候得とも箇様之儀は覚不申、全世
上詰り候故貸付世話口は請取不申、引受口は金子差出方多取
計遣し可申儀にて扱々心痛仕候段申上、何卒冬分之處程克取
計仕度候、御執合可被成下候段御歎申上候処、

御同人先ツ 日向守え可申聞候との御事にて奥え御入之上
無程御出合被成、先ツ承り置追て沙汰可申候、今日は被引
取候様被仰下、羽書にては如何有之候哉之旨御尋ニ付、

羽書は私共沢山ニ御座候得とも何分引替金等ニ差支申候旨申
上、昨今年之困窮等之儀御咄し申上候処、

亮右衛門殿何れ致相談置候、此節より入用ニ有之候哉之段
御尋ニ付、

如仰此節より追々入用にて色々融通方差詰り申候間、何分宜
御願申上候段申上引取、

一、 廿三日

御用人関亮右衛門殿より古森善右衛門・惠川半九郎方宛にて
善右衛門方え御手紙到来、文面左之通、

免角不勝之天気にて鬱陶敷罷過候、弥御安静被成御座奉珍
賀候、然は此間中御出之節御内意御座候儀ニ付得御意御示
談申度義御座候間、明日中之口迄御越御座候様いたし度、

委細は貴顔ニ御談事申候、以上

十月廿三日

右ニ付返書善右衛門より差上候、左之通、

尊書忝拝見仕候、如貴命寒冷御座候処益御勇健可被遊御座
奉恐賀候、然は明廿四日御中之口え差上り申候様被仰下奉
畏入候、時刻無相違兩人とも参上、萬々御伺可奉申上候、
恐惶謹言、

十月廿三日

惠川半九郎

亮右衛門様

右明廿四日出勤究メ置候事、

一、 廿四日

御勝手勤

善右衛門

御中ノ口え罷出亮右衛門殿え懸御目度段申入候処無程亮右衛

門殿御出合ニ付昨日は御尊書被下候ニ付罷出候段申上相伺候

処被仰下候は、此頃中被申候義金子不融通之由時節柄尤ニ存

候、限月済方被借受候次第御尋ニ付、

来三月迄御願申上度御利足之儀は御定式之通ニても宜敷御

座候、春分ニ相成候ハ、金子手廻り可申候間、其段奉申上
候処、

亮右衛門殿三月迄にて半廻りニ相成候、不用之ものを利足差

出候も如何ニ候、先可申聞との御事にて奥え御入之上無程御出合被成日向守被致承知候、千五百兩貸渡申候、尤利足は五歩にて相渡可申、乍然礼金は御用金定式通り被差出可申旨被仰下候ニ付、

難有御請申上別て下利ニ被為成下候段冥加至極奉存候、証文之儀は如何可仕哉之段申上、是迄御預り奉申上候 御公儀金・御用金夫々御座候、右様ニも相認差上候哉之段御伺申上候処、

是迄之振合にて宜敷御座候、証文持參可申旨被仰下候ニ付、明廿五日御貸下ケ被成下度段申上候処

致承知候、利足等之儀格別ニ取計候間、他え相咄し候義は決して無用ニ候旨被仰下候ニ付承り引取、

一、御組頭岡村弥次右衛門殿え善右衛門罷出懸御目候上、御勝手之御様子内々申上御礼金等之儀^{〔旨〕}臣細ニ承り明廿五日拝借ニ罷出候段申上引取、

右帰宅之上ニ統一統え致披露証文印形相調置候、左之通、
奉拝借御金之事

一、金千五百兩也 但利足年五步定

右は此度時節不宜私共金子不融通ニ付御金拝借奉願上候処、 御聞濟被為成下、書面之金高御貸下ケ被成下難有奉存候、来戌年三月廿日限元利共急度返上納可仕候、右月数之内ニ御座候共、 御用之節は無遅滞可奉差上候、万一私共之内屯人

ニても故障之筋御座候者有之候共相殘候者より聊無相違可奉返納候、為後日証文依如件、

天保八丁酉年十月

羽書取締役
永野與兵衛印
村井與四郎印
野村太次兵衛印
恵川半九郎印
伊藤與四兵衛印
古森善右衛門印

御奉行所様

外ニ

金拾壹兩壹歩 壹包
金五兩貳歩貳朱 壹包
金三兩三歩 壹包

一、廿五日

御役所勤
切紙手札

善右衛門
半九郎
與兵衛

御玄関え罷出候処中根為右衛門殿御詰合ニ付御金拝借ニ罷出候段申上候処、奥え御入之上御取次三嶋勝兵衛殿御出合ニ付此頃中御願申上候御金拝借ニ罷出候段申上証文名前附相揃差上候処、奥え御入之上無程於御鎗之間

御用人 関亮右衛門殿

御給人 三嶋勝兵衛殿

御組頭 濱口庄左衛門殿

御立合にて金千五百兩御渡被遊候ニ付、相改受取候処致印形候様被仰聞候ニ付、御帳面へ三人共印形仕差上御礼申上候て引取、

御玄関にて御金方え御礼金三包不殘濱口庄左衛門殿え差上宜敷御願申上候事、

一、 善右衛門 半九郎

御勝手え罷出関亮右衛門殿え懸御目無滞奉拝借難有奉存候段不取敢御礼申上引取、

一、御組頭

岡村弥次右衛門殿 伊藤謙左衛門殿
濱口庄左衛門殿 内田武左衛門殿
右四軒え兩人罷出御礼申上候事、

一、 婦宅之上寄合致相談今日より御蔵へ相納、溜羽書有之分入替其余追々溜り羽書可申手当ニ相備置候ハ、返納限月安心ニ付夫々堅固ニ取計置候事、

但し、不寝兩人ツ、相附申候事、

一、廿八日

御勝手御礼

御館入 古森善右衛門
同代 永野與兵衛

天保九戊戌年三月

一、十二日

御用人 関亮右衛門殿 御給人 三嶋勝兵衛殿
齋藤甚右衛門殿 中嶋常太郎殿
右夫々御長家え罷出御礼申上候事、

干鯉 壹連宛 切紙役名

右御組頭四軒へ罷出御礼申上候事
(余白)

交着 五種

目錄折紙
取締役名前

御手焙 壹

善右衛門・半九郎
與兵衛名前

御家中五軒え

干鯉 壹連宛

式日寄合

来ル廿日返上納ニ付十九日朝五ツ時より金子持参ニて致寄合、夫々相改包置可申ニ取究候事、

一、十九日 寄合

出席之上夫々金子相改元利共取揃御蔵へ相納、溜羽書夫々金子差出し候方え相渡候事、

一、書附左之通、 覚

一、金千五百兩 去酉十月廿五日 拝借元金

一、金三拾七両式歩 元金千五百兩 去酉十月より 当戌三月迄 六ヶ月利足

都合

金千五百三拾七両式歩

右之通奉返納候、以上

戌

三月廿日

羽書

取締役

御役所勤

古森善右衛門

御金返納

伊藤與四兵衛

永野與兵衛

小林下宿之上直ニ

御勝手勤

善右衛門

御中ノ口え罷出御用人中え懸御目申度旨申入候処、閣亮右衛門殿御出合ニ付御機嫌相伺候上申上候は、昨酉十月御執合を以拝借仕候御金今日返納仕度後刻御表え罷出候段申上候処、

御同人致承知候、無滞限日相済候ハ、大慶致し候、亦々入用之節は何時ニても執合可申候との御事、

御表え 上納

善右衛門 与四兵衛 與兵衛

御玄関え罷出候処御番頭前田又六殿御詰合ニ付昨十月拝借仕候御金返納ニ罷出候段申上候処、奥え御入之上御取次中嶋常太郎殿御出合ニ付、昨酉十月拝借仕候御金返納仕候ニ付罷出候段申上候処、是又奥え御入之上御鎗之間え

御用人 関亮右衛門殿

御給人 中嶋常太郎殿

御出合ニ付金千五百三拾七両式歩并書附差上候処、証文御下ケ被成下候事、

一、御組頭岡村弥次右衛門殿 御番所ニ御詰被成候ニ付御勝手へ罷出候砌、今日上納可仕旨申上置候事、

右之通ニて無滞相済候事、

(4 | 1 | A1 | 12)

人名索引

あ行

新井善右衛門	22	29
伊豆↓福嶋伊豆	42	
伊藤吉十郎	20	25 26 33 34 35
伊藤謙左衛門	47	51
伊藤与四兵衛	16	17 18 19 25 44 46 50 52
為八郎	16	17 18 19 21 22 23 24 25 26 33 35 36 38
岩測修理	39	41 42 44 45 47
内田武左衛門	23	46 47 51
宇仁田久平	35	
宇仁田仁兵衛↓引替店	2	17 18 21 24 31 32 33 35 36 37 47
浦井民右衛門	16	19 42
恵川半九郎	17	18 19 20 23 24 36 38 39 40 41 42 43 44
江添猪輔	46	47 48 49 50
榎倉右近	20	21 23 31
大嶋晋兵衛	17	18 20
大嶋忠次	22	23 24 25

か行

岡村弥次右衛門	15	16 19 26 30 33 34 35 41 42 44 46 47 50
小川三左衛門	51	52 20 21 23 25
榎坂軍平	36	37
金田定右衛門	18	
川端藤兵衛	24	
河村勘兵衛	41	42
寛二↓村井寛二	21	
宜三郎↓古森宜三郎	28	29 30 31 32
季十郎↓西条季十郎	29	30 31
喜多隼人	39	40 42 43
吉十郎↓伊藤吉十郎	25	28 35
久右衛門↓平野久右衛門	26	
刑部↓堤刑部	34	35
久保倉弾正	38	
幸田源内	16	19 34 35 38
古森宜三郎	17	18 19 23 34 35 36
古森善右衛門	1	39 42 43 44 46 47 48 49 50 51 52

さ行

西条季十郎……………16
 斎藤甚右衛門……………38
 三左衛門↓小川三左衛門……………21
 志賀八郎右衛門……………4
 柴田日向守(山田奉行)……………4
 下田利兵衛……………18
 庄三衛門↓濱口庄三衛門……………39
 常太郎↓中嶋常太郎……………41
 甚右衛門↓斎藤甚右衛門……………41
 関亮右衛門……………38
 善右衛門↓古森善右衛門……………38
 竹本歌十郎……………45
 帯刀↓三日市帯刀……………33
 忠兵衛↓細矢忠兵衛……………41
 堤刑部……………34
 堤順助……………17
 豊田頼母……………38

た行

星野(星野丹後守・山田奉行)……………27
 星山権兵衛……………25
 細矢忠兵衛……………41

ま行

前田丈吉……………32
 前田又六……………17
 三日市帯刀……………23
 三日市与三大夫……………43
 三木儀平太……………44
 三嶋勝兵衛……………19
 見並惣大夫……………38
 三好八十二……………40
 村井寛二……………50
 村井與四郎……………16
 村松藤大夫……………17
 森嶋新右衛門……………21

や行

弥次右衛門↓岡村弥次右衛門……………19
 吉田兵八郎……………26
 与四兵衛↓伊藤与四兵衛……………28
 ……32
 ……42
 ……44
 ……45
 ……46
 ……47
 ……48

な行

中川芳左衛門……………16
 中嶋常太郎……………17
 中根為右衛門……………18
 永野與兵衛……………19
 永野和作……………20
 野村太次兵衛……………21
 八郎右衛門↓志賀八郎右衛門……………22
 濱口庄左衛門……………23
 濱口半次郎……………24
 早崎善兵衛……………25
 半九郎↓恵川半九郎……………26
 半次郎↓濱口半次郎……………27
 平野久右衛門……………28
 日向守↓柴田日向守……………29
 深井平大夫……………30
 福嶋伊豆……………31
 福嶋豊後……………32
 芳左衛門↓中川芳左衛門……………33

は行

亮右衛門↓関亮右衛門……………41
 与四郎↓村井與四郎……………45
 與兵衛↓永野與兵衛……………47
 ……48
 ……49
 ……50
 ……51
 ……52

り行

事項索引

あ行

麻上下	23	34
預り書	4	16 17 18 19 20 38 41 44 45 46 51
入替	4	16 17 18 19 20 38 41 44 45 46 51
宇治会合	15	
宇治会合所↓内宮会合所	27	
裏判	41	
会合(三方会合)	15 27 32 33 35 36 39 41 42	
会合所(三方会合所)	1 2 3 16 17 18 19 22 23 24 26 27 32 33	
江戸	2	28
大坂	4	45
大湊(大湊町)	34 35 36	
大湊神社	33	
御貸出(御貸下・御貸附)	15 19 20 27 28 29 30 31 32 42 50	
御勝手	22 27 28 29 30 31 32 34 41 44 45 47 48 49	
奥	16 17 19 20 21 22 23 24 25 29 30 31 35 38	
借入金	27 28 45	
株↓羽書株	16 18 19	
河崎町	4 20 21 22 23 24 25 26 27 32	
勘定所	2 28	
元利	4 21 24 25 50 52	
給人	40 43 44 46 51 52	
金子	4 15 16 17 18 19 20 21 22 27 28 29 30 31	
組頭	4 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28	
外宮	1 36	
玄関	16 17 18 20 21 22 23 24 25 35 36 37 38	
限月	40 43 44 45 46 50 51 52	
口上	3 15 22 24 27 28 31 48	
御改正	49	
御公儀	33	
御公儀金	50	
御用金↓御金	28 29 31 32 34 38 39 40 40 44 45	
米	4 38 39 40 44 45	

御蔵	27 51 52
御下ヶ金	17 31 44 46
御救	40
御備金	44
御備米	44
御備羽書	3 4 16 38 39 40 41 42
御手当金	15 27 28
小林	16 20 31 32 36 41 42 44 46 48 52
表	28 29 40 41 42 46 52
御館	51

御役所↓奉行所 御役所	16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 29 40 41 42 43 29 30 31
御金	2 4 16 17 18 19 20 25 26 27 28 29 30 34
御金方	17 19 20 23 44 51
御金取扱所	21 24

御金	46 47 48 50 52
御金	45 46 47 48 50 51 52
御金	2 4 16 17 18 19 20 25 26 27 28 29 30 34
御金	45 46 47 48 50 51 52

か行	3 4 16 17 18 20 21 22 23 24 25 26 34 42
開封	40 41 46
貸渡	50

米問屋	34
御金蔵	16 42
さ行	4 15 20 21 22 23 24 25 26 27 32 34 36
魚問屋	4 15 20 21 22 23 24 25 26 27 32 34 36
砂糖	47
参宮人	44 45
散在	15 25 27 28 30 32 33 34 42 44 45 47
三方(山田三方)	1 8 9 11 12 13 15 16 33 34 35 38 41 42
三役	1 2 3 16 20 34 35 36 37 38 39 40 41 42
仕切金	25
質物	25
十二郷	32 34
上納	4 15 17 19 21 24 25 38 40 41 42 43 50 52
証文	16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 45 46 50 52
新札(新羽書)	15
救ひ米	47
摺立	15
節供御札	19 29 47

た行

田中町……………1 2 3 4 5 8 9 10 12 13 14 15 16 17 27

溜羽書……………18 19 20 21 22 24 26 27 28 29 30 31 32 33

溜羽書貸付……………34 36 37 38 42 44 45 47 48 51 52

溜羽書勘定帳……………2 3 7 8 9 11 12 13 3 4 32

溜羽書封切帳……………2 3 7 8 9 11 12 13 37

溜羽書封附高……………2 3 7 8 9 10 11 12 13 20

溜羽書利足……………2 3

田丸……………2 3 17

帳面……………3 30 34 37 47 48 51

当番……………16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 30 33 34 36

年寄……………38 39 40 42 43 20 21 22 23 24 25 32 33 34

取締役(羽書取締役)……………1 3 4 8 9 10 12 13 15 16 17 18 19 22

取次……………16 17 20 21 22 23 24 25 30 31 40 41 46 50

……………43 45 46 48 50 51 52

……………24 26 27 28 32 33 34 35 36 38 39 40 41 42

……………51 52

な行

内宮領……………28 29 34 41 42 45 46 47 48 49 51 52 36

内宮会合所……………36 42

中嶋町……………36

中ノ口……………28 29 34 41 42 45 46 47 48 49 51 52

仲間……………4 21 26 37 46 48

名前帳(名前附)……………1 8 9 10 12 13 15 16 17 19 30 35 36 37 50

年行事(羽書年行事)……………1 8 9 10 12 13 15 16 17 19 33 34 35 36

……………38 39 40 41 42 43 45

は行

拝借……………4 15 17 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30

羽書(山田羽書)……………1 2 3 4 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16

……………17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30

……………31 32 34 35 47 48 50 51 52

……………46 47 48 49 50 52

……………32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45

……………33

……………46 33

……………2 4 17 18 19 26 27 28 30 31 32 33 34 35

……………33 34 35 42 48 52

ま行

松坂……………3 4 31 37

松坂(銀)札↓松坂羽書……………30 31 32 36 37

ら行

利↓利足……………7 8 9 10 11 12 13 14 15 22 24 25 26 28 29 31 4

……………29 49 50 52

……………15 27 32 41 42

……………15 27 32 39 40

……………39 40

……………16 18 38 39 40

……………48 49 50

……………31

や行

寄合……………20 26 27 30 31 38 39 43 45 46 51 52

……………49 50 51 52

……………15 16 27 28 29 31 34 40 43 44 45 46 47 48

……………28 29 31 32 38 44 45 47 48 49

……………1 2 3 4 8 9 11 12 13 15 30 33 34

……………1 2 3 4 8 9 11 12 13 15 30 33 34

……………16 38 40 43 44 45 52

……………3 4 30 33

……………3 4 30 33

……………32 36 37

……………32 37

……………36 37

……………32 37

……………36 37

……………36 37

……………36 37

……………36 37

……………36 37

……………36 37

……………36 37

……………36 37

……………36 37

……………36 37

……………36 37

……………36 37

……………36 37

……………36 37

……………36 37

……………36 37

……………36 37

……………36 37

……………36 37

……………36 37

山田羽書関係史料(3)

—天保期 溜羽書対策の記録—

平成二十四年三月 発行

編集
発行

日本銀行金融研究所貨幣博物館

東京都中央区日本橋本石町二ノ一

TEL 〇三―三三―七九―一一―

印刷 株式会社 **わんやん**

本誌に関する照会は、日本銀行金融研究所貨幣博物館までお寄せ下さい。